

**平成25年度**

**集団指導資料**

**介護老人福祉施設  
(介護予防)短期入所生活介護**

平成26年2月18日(火)

岡山県保健福祉部 長寿社会課

# 平成25年度 集団指導

## 指定介護老人福祉施設・(介護予防)短期入所生活介護

### 目次

	頁
1 平成26年度介護報酬改定について……………	1
2 事業実施にあたっての留意事項について……………	19
3 介護報酬算定上の留意事項について……………	28
4 その他の費用について……………	41
5 参考資料	
●指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等を定める条例……………	44
(平成24年岡山県条例第63号)	
●介護保険法に基づく指定居宅サービス等の人員、設備及び運 営の基準等を定める条例(※関係部分抜粋)……………	64
(平成24年岡山県条例第62号)	
●介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の人員、設備及 び運営並びに指定介護サービス等に係る介護予防のための効 果的な支援の方法の基準等を定める条例(※関係部分抜粋)……………	84
(平成24年岡山県条例第65号)	
●介護保険法に基づき条例で規定された指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営の基準等について……………	106
(平成25年1月15日付け長寿第1869号 県課長通知)	
●介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及 び指定介護予防サービス等の基準等について……………	110
(平成25年1月15日付け長寿第1868号 県課長通知)	

● 関係法令・通知等

根拠となる法令・通知等	略表記
<p><b>(指定介護老人福祉施設)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年 厚生省令第39号）</li> <li>・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</li> <li>・ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年 厚生省告示第21号）</li> <li>・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</li> <li>・ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第63号） ※平成25年4月1日施行</li> </ul> <p><b>(指定短期入所生活介護)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）</li> <li>・ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</li> <li>・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）</li> <li>・ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第62号） ※平成25年4月1日施行</li> </ul> <p><b>(指定介護予防短期入所生活介護)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）</li> <li>・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）</li> <li>・ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第65号） ※平成25年4月1日施行</li> </ul>	<p>39号省令</p> <p>43号通知</p> <p>21号告示</p> <p>40号通知</p> <p>県条例（介福）</p> <p>37号省令</p> <p>25号通知</p> <p>19号告示</p> <p>県条例（居宅）</p> <p>35号省令</p> <p>127号告示</p> <p>県条例（予防）</p>

根拠となる法令・通知等	略表記
<p><b>(共通)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法（平成9年法律第123号）</li> <li>・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）</li> <li>・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成24年厚生省告示第95号）</li> <li>・厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生省告示第96号）</li> <li>・厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生省告示第97号）</li> <li>・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）</li> <li>・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）</li> <li>・居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）</li> <li>・厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）</li> <li>・介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号）</li> <li>・介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号）</li> <li>・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</li> <li>・介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知）</li> </ul>	<p>法律</p> <p>規則</p> <p>95号告示</p> <p>96号告示</p> <p>97号告示</p> <p>27号告示</p> <p>29号告示</p> <p>419号告示</p> <p>123号告示</p> <p>413号告示</p> <p>414号告示</p> <p>54号通知</p> <p>75・122号通知</p>
<p><b>(Q&amp;A)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省の発出している「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&amp;A</li> </ul> <p><u>※Q&amp;Aは削除や変更されている場合があるので、最新の情報を確認すること</u></p> <p>&lt;厚生労働省のQ&amp;Aが掲載されているホームページ&gt;</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html</a></p>	<p>Q&amp;A</p>

平成26年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

別紙1：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙2：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

別紙3：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

別紙4：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙5：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙6：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する  
基準

別紙7：指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

別紙 1 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

現 行	改 正 案
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表
8 短期入所生活介護費（1日につき） イ 短期入所生活介護費 （1）単独型短期入所生活介護費	8 短期入所生活介護費（1日につき） イ 短期入所生活介護費 （1）単独型短期入所生活介護費

(一) 単独型短期入所生活介護費(I) <u>a 要介護1</u> 645単位 <u>b 要介護2</u> 715単位 <u>c 要介護3</u> 787単位 <u>d 要介護4</u> 857単位 <u>e 要介護5</u> 926単位 (二) 単独型短期入所生活介護費(II) <u>a 要介護1</u> 718単位 <u>b 要介護2</u> 787単位 <u>c 要介護3</u> 858単位 <u>d 要介護4</u> 927単位 <u>e 要介護5</u> 995単位 (2) 併設型短期入所生活介護費 (一) 併設型短期入所生活介護費(I) <u>a 要介護1</u> 609単位 <u>b 要介護2</u> 679単位 <u>c 要介護3</u> 751単位 <u>d 要介護4</u> 821単位 <u>e 要介護5</u> 890単位 (二) 併設型短期入所生活介護費(II) <u>a 要介護1</u> 682単位 <u>b 要介護2</u> 751単位 <u>c 要介護3</u> 822単位 <u>d 要介護4</u> 891単位 <u>e 要介護5</u> 959単位 ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I) <u>a 要介護1</u> 747単位 <u>b 要介護2</u> 817単位 <u>c 要介護3</u> 890単位 <u>d 要介護4</u> 960単位 <u>e 要介護5</u> 1,029単位 (二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II) <u>a 要介護1</u> 747単位	(一) 単独型短期入所生活介護費(I) <u>a 要介護1</u> 648単位 <u>b 要介護2</u> 719単位 <u>c 要介護3</u> 791単位 <u>d 要介護4</u> 862単位 <u>e 要介護5</u> 931単位 (二) 単独型短期入所生活介護費(II) <u>a 要介護1</u> 722単位 <u>b 要介護2</u> 791単位 <u>c 要介護3</u> 863単位 <u>d 要介護4</u> 932単位 <u>e 要介護5</u> 1,000単位 (2) 併設型短期入所生活介護費 (一) 併設型短期入所生活介護費(I) <u>a 要介護1</u> 612単位 <u>b 要介護2</u> 683単位 <u>c 要介護3</u> 755単位 <u>d 要介護4</u> 825単位 <u>e 要介護5</u> 895単位 (二) 併設型短期入所生活介護費(II) <u>a 要介護1</u> 686単位 <u>b 要介護2</u> 755単位 <u>c 要介護3</u> 826単位 <u>d 要介護4</u> 896単位 <u>e 要介護5</u> 964単位 ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 (一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I) <u>a 要介護1</u> 751単位 <u>b 要介護2</u> 821単位 <u>c 要介護3</u> 895単位 <u>d 要介護4</u> 965単位 <u>e 要介護5</u> 1,034単位 (二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II) <u>a 要介護1</u> 751単位
--	--

b 要介護 2	817単位
c 要介護 3	890単位
d 要介護 4	960単位
e 要介護 5	1,029単位
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	711単位
b 要介護 2	781単位
c 要介護 3	854単位
d 要介護 4	924単位
e 要介護 5	993単位
(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	711単位
b 要介護 2	781単位
c 要介護 3	854単位
d 要介護 4	924単位
e 要介護 5	993単位

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を含む。）において、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

b 要介護 2	821単位
c 要介護 3	895単位
d 要介護 4	965単位
e 要介護 5	1,034単位
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	715単位
b 要介護 2	785単位
c 要介護 3	859単位
d 要介護 4	929単位
e 要介護 5	998単位
(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	715単位
b 要介護 2	785単位
c 要介護 3	859単位
d 要介護 4	929単位
e 要介護 5	998単位

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を含む。）において、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

- 3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。）が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定居宅サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注4において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- (1) 看護体制加算(I) 4単位
- (2) 看護体制加算(II) 8単位
- 5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- (1) 夜勤職員配置加算(I) 13単位
- (2) 夜勤職員配置加算(II) 18単位
- 6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1

- 3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。）が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定居宅サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注4において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- (1) 看護体制加算(I) 4単位
- (2) 看護体制加算(II) 8単位
- 5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- (1) 夜勤職員配置加算(I) 13単位
- (2) 夜勤職員配置加算(II) 18単位
- 6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1



- 日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し指定短期入所生活介護を行った場合は、緊急短期入所体制確保加算として、1日につき40単位を所定単位数に加算し、当該指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、緊急短期入所受入加算については、注6を算定している場合は、算定しない。また、当該事業所において、連続する3月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場

- 日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し指定短期入所生活介護を行った場合は、緊急短期入所体制確保加算として、1日につき40単位を所定単位数に加算し、当該指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、緊急短期入所受入加算については、注6を算定している場合は、算定しない。また、当該事業所において、連続する3月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場

- 37 -

- 合は、当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算は、算定しない。
- 11 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。
- 12 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。
- ハ 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。
- ニ 在宅中重度者受入加算
- 注 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。
- イ 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合(看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合に限る。) 421単位
- ロ 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合(看護体制加算(Ⅰ)を算定していない場合に限る。) 417単位
- ハ 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 413単位
- ニ 看護体制加算を算定していない場合 425単位

- 合は、当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算は、算定しない。
- 11 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。
- 12 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。
- ハ 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。
- ニ 在宅中重度者受入加算
- 注 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。
- イ 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合(看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合に限る。) 421単位
- ロ 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合(看護体制加算(Ⅰ)を算定していない場合に限る。) 417単位
- ハ 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 413単位
- ニ 看護体制加算を算定していない場合 425単位

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I)   | 12単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(II)  | 6単位  |
| (3) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位  |

ヘ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ホ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I)   | 12単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(II)  | 6単位  |
| (3) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位  |

ヘ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別紙 3 : 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）（抄）

（変更点は下線部）

現 行	改 正 案
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ 介護福祉施設サービス (1) 介護福祉施設サービス費（1日につき） （一）介護福祉施設サービス費 a 介護福祉施設サービス費(I) i 要介護1 577単位 ii 要介護2 647単位 iii 要介護3 719単位 iv 要介護4 789単位 v 要介護5 858単位 b 介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 630単位 ii 要介護2 699単位 iii 要介護3 770単位 iv 要介護4 839単位 v 要介護5 907単位 c 介護福祉施設サービス費(III) i 要介護1 623単位 ii 要介護2 691単位 iii 要介護3 762単位 iv 要介護4 831単位 v 要介護5 898単位 （二）小規模介護福祉施設サービス費 a 小規模介護福祉施設サービス費(I) i 要介護1 738単位 ii 要介護2 804単位 iii 要介護3 875単位 iv 要介護4 941単位	別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ 介護福祉施設サービス (1) 介護福祉施設サービス費（1日につき） （一）介護福祉施設サービス費 a 介護福祉施設サービス費(I) i 要介護1 580単位 ii 要介護2 651単位 iii 要介護3 723単位 iv 要介護4 794単位 v 要介護5 863単位 b 介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 634単位 ii 要介護2 703単位 iii 要介護3 775単位 iv 要介護4 844単位 v 要介護5 912単位 c 介護福祉施設サービス費(III) i 要介護1 627単位 ii 要介護2 695単位 iii 要介護3 767単位 iv 要介護4 836単位 v 要介護5 903単位 （二）小規模介護福祉施設サービス費 a 小規模介護福祉施設サービス費(I) i 要介護1 742単位 ii 要介護2 809単位 iii 要介護3 880単位 iv 要介護4 947単位

- 1 -

v 要介護5 1,007単位	v 要介護5 1,013単位
b 小規模介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 789単位 ii 要介護2 853単位 iii 要介護3 924単位 iv 要介護4 989単位 v 要介護5 1,054単位	b 小規模介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 794単位 ii 要介護2 858単位 iii 要介護3 930単位 iv 要介護4 995単位 v 要介護5 1,060単位
c 小規模介護福祉施設サービス費(III) i 要介護1 780単位 ii 要介護2 845単位 iii 要介護3 914単位 iv 要介護4 979単位 v 要介護5 1,043単位	c 小規模介護福祉施設サービス費(III) i 要介護1 785単位 ii 要介護2 850単位 iii 要介護3 919単位 iv 要介護4 985単位 v 要介護5 1,049単位
(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき） （一）旧措置入所者介護福祉施設サービス費 a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) i 要介護1 577単位 ii 要介護2又は要介護3 689単位 iii 要介護4又は要介護5 823単位 b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 630単位 ii 要介護2又は要介護3 740単位 iii 要介護4又は要介護5 873単位 c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III) i 要介護1 623単位 ii 要介護2又は要介護3 733単位 iii 要介護4又は要介護5 864単位 （二）小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) i 要介護1 738単位 ii 要介護2又は要介護3 844単位 iii 要介護4又は要介護5 973単位 b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 789単位 ii 要介護2又は要介護3 894単位	(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき） （一）旧措置入所者介護福祉施設サービス費 a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) i 要介護1 580単位 ii 要介護2又は要介護3 693単位 iii 要介護4又は要介護5 828単位 b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 634単位 ii 要介護2又は要介護3 744単位 iii 要介護4又は要介護5 878単位 c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III) i 要介護1 627単位 ii 要介護2又は要介護3 737単位 iii 要介護4又は要介護5 869単位 （二）小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) i 要介護1 742単位 ii 要介護2又は要介護3 849単位 iii 要介護4又は要介護5 979単位 b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) i 要介護1 794単位 ii 要介護2又は要介護3 899単位

iii	要介護4又は要介護5	1,021単位
c	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅲ	
i	要介護1	780単位
ii	要介護2又は要介護3	885単位
iii	要介護4又は要介護5	1,011単位
ロ	ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	
(1)	ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(-)	ユニット型介護福祉施設サービス費	
a	ユニット型介護福祉施設サービス費Ⅰ	
i	要介護1	659単位
ii	要介護2	729単位
iii	要介護3	802単位
iv	要介護4	872単位
v	要介護5	941単位
b	ユニット型介護福祉施設サービス費Ⅱ	
i	要介護1	659単位
ii	要介護2	729単位
iii	要介護3	802単位
iv	要介護4	872単位
v	要介護5	941単位
(-)	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	
a	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ	
i	要介護1	808単位
ii	要介護2	874単位
iii	要介護3	945単位
iv	要介護4	1,012単位
v	要介護5	1,078単位
b	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ	
i	要介護1	808単位
ii	要介護2	874単位
iii	要介護3	945単位
iv	要介護4	1,012単位
v	要介護5	1,078単位
(2)	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(-)	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	

iii	要介護4又は要介護5	1,027単位
c	小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅲ	
i	要介護1	785単位
ii	要介護2又は要介護3	890単位
iii	要介護4又は要介護5	1,017単位
ロ	ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	
(1)	ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(-)	ユニット型介護福祉施設サービス費	
a	ユニット型介護福祉施設サービス費Ⅰ	
i	要介護1	663単位
ii	要介護2	733単位
iii	要介護3	807単位
iv	要介護4	877単位
v	要介護5	947単位
b	ユニット型介護福祉施設サービス費Ⅱ	
i	要介護1	663単位
ii	要介護2	733単位
iii	要介護3	807単位
iv	要介護4	877単位
v	要介護5	947単位
(-)	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	
a	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ	
i	要介護1	813単位
ii	要介護2	879単位
iii	要介護3	951単位
iv	要介護4	1,018単位
v	要介護5	1,084単位
b	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ	
i	要介護1	813単位
ii	要介護2	879単位
iii	要介護3	951単位
iv	要介護4	1,018単位
v	要介護5	1,084単位
(2)	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(-)	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	

- 3 -

a	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅰ	
i	要介護1	659単位
ii	要介護2又は要介護3	761単位
iii	要介護4又は要介護5	897単位
b	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ	
i	要介護1	659単位
ii	要介護2又は要介護3	761単位
iii	要介護4又は要介護5	897単位
(-)	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅰ	
i	要介護1	808単位
ii	要介護2又は要介護3	915単位
iii	要介護4又は要介護5	1,044単位
b	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ	
i	要介護1	808単位
ii	要介護2又は要介護3	915単位
iii	要介護4又は要介護5	1,044単位

注1 イ(1)及びロ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長(以下同じ。))に届け出た指定介護老人福祉施設(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。))第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。))において、指定介護福祉施設サービス(同号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置入所者(以下「旧措置入所者」という。))に対して行われるものを除く。))を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者

a	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅰ	
i	要介護1	663単位
ii	要介護2又は要介護3	766単位
iii	要介護4又は要介護5	902単位
b	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ	
i	要介護1	663単位
ii	要介護2又は要介護3	766単位
iii	要介護4又は要介護5	902単位
(-)	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅰ	
i	要介護1	813単位
ii	要介護2又は要介護3	921単位
iii	要介護4又は要介護5	1,050単位
b	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ	
i	要介護1	813単位
ii	要介護2又は要介護3	921単位
iii	要介護4又は要介護5	1,050単位

注1 イ(1)及びロ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長(以下同じ。))に届け出た指定介護老人福祉施設(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。))第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。))において、指定介護福祉施設サービス(同号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置入所者(以下「旧措置入所者」という。))に対して行われるものを除く。))を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者

- の数又は介護職員、看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 イ②及びロ②については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス（旧措置入所者に対して行われるものに限る。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、日常生活継続支援加算として、1日につき23単位を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- |              |      |
|--------------|------|
| (1) 看護体制加算Ⅰイ | 6単位  |
| (2) 看護体制加算Ⅰロ | 4単位  |
| (3) 看護体制加算Ⅱイ | 13単位 |
| (4) 看護体制加算Ⅱロ | 8単位  |

- の数又は介護職員、看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 イ②及びロ②については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス（旧措置入所者に対して行われるものに限る。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、日常生活継続支援加算として、1日につき23単位を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- |              |      |
|--------------|------|
| (1) 看護体制加算Ⅰイ | 6単位  |
| (2) 看護体制加算Ⅰロ | 4単位  |
| (3) 看護体制加算Ⅱイ | 13単位 |
| (4) 看護体制加算Ⅱロ | 8単位  |

- 5 -

- 7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 夜勤職員配置加算Ⅰイ | 22単位 |
| (2) 夜勤職員配置加算Ⅰロ | 13単位 |
| (3) 夜勤職員配置加算Ⅱイ | 27単位 |
| (4) 夜勤職員配置加算Ⅱロ | 18単位 |
- 8 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注11及び注13において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ヨを算定

- 7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 夜勤職員配置加算Ⅰイ | 22単位 |
| (2) 夜勤職員配置加算Ⅰロ | 13単位 |
| (3) 夜勤職員配置加算Ⅱイ | 27単位 |
| (4) 夜勤職員配置加算Ⅱロ | 18単位 |
- 8 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注11及び注13において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ヨを算定

している場合は、算定しない。

- 11 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。
- 12 認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が15以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているもの（視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。
- 14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 15 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室（以下「従来型個室」という。）に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、介護福祉施設サ

している場合は、算定しない。

- 11 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。
- 12 認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が15以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているもの（視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。
- 14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 15 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室（以下「従来型個室」という。）に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、介護福祉施設サ

- 7 -

ービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは介護福祉施設サービス費Ⅲ、小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは小規模介護福祉施設サービス費Ⅲ、旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅲ又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅲを算定する。

- 16 次のいずれかに該当する者に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、それぞれ、介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは介護福祉施設サービス費Ⅲ、小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは小規模介護福祉施設サービス費Ⅲ、旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅲ又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅲを算定する。
  - イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

- ハ 初期加算 30単位  
注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。
- ニ 退所時等相談援助加算
  - (1) 退所前訪問相談援助加算 460単位
  - (2) 退所後訪問相談援助加算 460単位

ービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは介護福祉施設サービス費Ⅲ、小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは小規模介護福祉施設サービス費Ⅲ、旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅲ又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅲを算定する。

- 16 次のいずれかに該当する者に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、それぞれ、介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは介護福祉施設サービス費Ⅲ、小規模介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは小規模介護福祉施設サービス費Ⅲ、旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅲ又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅱ若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費Ⅲを算定する。
  - イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

- ハ 初期加算 30単位  
注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。
- ニ 退所時等相談援助加算
  - (1) 退所前訪問相談援助加算 460単位
  - (2) 退所後訪問相談援助加算 460単位

- (3) 退所時相談援助加算 400単位  
(4) 退所前連携加算 500単位
- 注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にとっては、2回）を限度として算定する。
- 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
- 2 (2)については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。
- 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
- 3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

- (3) 退所時相談援助加算 400単位  
(4) 退所前連携加算 500単位
- 注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にとっては、2回）を限度として算定する。
- 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
- 2 (2)については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。
- 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
- 3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

- 9 -

- 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。
- 4 (4)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。
- ホ 栄養マネジメント加算 14単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設であること。
- へ 経口移行加算 28単位
- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画

- 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。
- 4 (4)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。
- ホ 栄養マネジメント加算 14単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設であること。
- へ 経口移行加算 28単位
- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画



を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ト 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(I) 28単位  
(2) 経口維持加算(II) 5単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は算定せず、経口維持加算(I)を算定している場合は経口維持加算(II)は算定しない。

イ 経口維持加算(I) 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算(II) 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としている

を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ト 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(I) 28単位  
(2) 経口維持加算(II) 5単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は算定せず、経口維持加算(I)を算定している場合は経口維持加算(II)は算定しない。

イ 経口維持加算(I) 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算(II) 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としている

こと。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

チ 口腔機能維持管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

リ 口腔機能維持管理加算 110単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ヌ 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において行われていること。

ル 看取り介護加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を

こと。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

チ 口腔機能維持管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

リ 口腔機能維持管理加算 110単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ヌ 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において行われていること。

ル 看取り介護加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を

行った場合においては、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき80単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

フ 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合においては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

ワ 在宅・入所相互利用加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護福祉施設サービスを行う場合においては、1日につき所定単位数を加算する。

カ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位

(2) 認知症専門ケア加算Ⅱ 4単位

ヨ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位

注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

タ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定

行った場合においては、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき80単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

フ 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合においては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

ワ 在宅・入所相互利用加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護福祉施設サービスを行う場合においては、1日につき所定単位数を加算する。

カ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位

(2) 認知症専門ケア加算Ⅱ 4単位

ヨ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位

注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

タ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定

- 13 -

介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 12単位

(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位

(3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

レ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからタまでにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) 介護保健施設サービス費Ⅰ

(-) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護1 710単位

b 要介護2 757単位

c 要介護3 820単位

d 要介護4 872単位

e 要介護5 925単位

(-) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護1 739単位

b 要介護2 811単位

c 要介護3 873単位

介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 12単位

(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位

(3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

レ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからタまでにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) 介護保健施設サービス費Ⅰ

(-) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護1 716単位

b 要介護2 763単位

c 要介護3 826単位

d 要介護4 879単位

e 要介護5 932単位

(-) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護1 745単位

b 要介護2 817単位

c 要介護3 880単位

別紙 5：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

現 行	改 正 案
別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表	別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表
8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） イ 介護予防短期入所生活介護費	8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） イ 介護予防短期入所生活介護費

<p>(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">483単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">600単位</span></p> <p>(-) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">521単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">648単位</span></p> <p>(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">455単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">566単位</span></p> <p>(-) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">499単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">614単位</span></p> <p>ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">564単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">686単位</span></p> <p>(-) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">564単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">686単位</span></p> <p>(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">533単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">662単位</span></p> <p>(-) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">533単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">662単位</span></p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に</p>	<p>(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">486単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">603単位</span></p> <p>(-) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">524単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">652単位</span></p> <p>(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">458単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">569単位</span></p> <p>(-) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">502単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">617単位</span></p> <p>ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">567単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">690単位</span></p> <p>(-) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">567単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">690単位</span></p> <p>(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">536単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">666単位</span></p> <p>(-) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要支援 1 <span style="float: right;">536単位</span></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要支援 2 <span style="float: right;">666単位</span></p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に</p>
--	--

規定する併設事業所を含む。)において、指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの(利用者の数(指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定介護予防サービス基準第132条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。))が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介護予防サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。介護予防特定施設入居者生活介護費の注2において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所について、1日につき12単位を所定単位数に加算する。
- 4 医師が、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所

規定する併設事業所を含む。)において、指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの(利用者の数(指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定介護予防サービス基準第132条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。))が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介護予防サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。介護予防特定施設入居者生活介護費の注2において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所について、1日につき12単位を所定単位数に加算する。
- 4 医師が、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所

生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、算定しない。
- 6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 7 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入所生活介護費又は併設型介護予防短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。
  - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 8 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所生活介護費は、算定しない。

生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、算定しない。
- 6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 7 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入所生活介護費又は併設型介護予防短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。
  - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 8 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所生活介護費は、算定しない。

ハ 療養食加算	23単位
注	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
イ	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
ロ	利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
ハ	食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。
ニ サービス提供体制強化加算	
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(1)	サービス提供体制強化加算Ⅰ 12単位
(2)	サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
(3)	サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
ホ 介護職員処遇改善加算	
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(1)	介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
(2)	介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(3)	介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ 療養食加算	23単位
注	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
イ	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
ロ	利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
ハ	食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。
ニ サービス提供体制強化加算	
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(1)	サービス提供体制強化加算Ⅰ 12単位
(2)	サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
(3)	サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
ホ 介護職員処遇改善加算	
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(1)	介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
(2)	介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(3)	介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

## 2 事業実施にあたっての留意事項について

### 1 空床利用型（介護予防）短期入所生活介護事業所に係る届出について

【（介護予防）短期入所生活介護】

#### 不適切事例

- 特養の併設事業所において、空床型を行う旨を記載した指定申請書を提出せず、又は変更の届出を行わずに空床型事業を行っている。

#### <ポイント>

空床利用型の（介護予防）短期入所生活介護を行う場合は、県に対し所定の届出を行うこと。

- (1) 事業開始当初から実施する場合（指定申請）  
事業開始当初から空床利用型の事業を行う場合は、指定申請に係る書類にその旨を記載し、県へ提出すること。
- (2) 事業開始後実施する場合（変更の届出）  
事業開始後、新たに空床利用型の事業を行う場合は、「変更の届出」によりその旨を県（県民局）へ届け出ること。

- ・ 介護保険法施行規則第121条第1項（予防：第140条の10第1項）
- ・ 介護保険法施行規則第131条第1項（予防：第140条の22第1項）

### 2 人員に関する基準

#### (1) 従業者の員数

【介護老人福祉施設】【（介護予防）短期入所生活介護】

##### ① 入所者（利用者）数の算定方法

#### 不適切事例

- 特養・短期生活事業の新規指定（事業の再開を含む）の際の人員配置に係る入所者（利用者）数の「推定数」の考え方を誤っている。

#### <ポイント>

人員配置における入所者数は、当該施設の「前年度の平均値」による。（※前年度の実績が1年未満の場合、増床、減床部分を除く。）

特養：39号省令2条2項（短期：37号省令121条3項。予防：35号省令129条3項）

#### ◆「推定数」の考え方

「推定数」とは、新設又は増床部分に係る前年度の実績が1年未満の場合に用いるもの。

- ① 新設又は増床時点から6月未満  
推定数＝新設ベッド数（又は増床ベッド数）×90%
- ② 新設又は増床時点から6月以上1年未満の場合  
推定数＝直近の6月における「新設（又は増床部分の）入所者（利用者）延べ数」÷6月間の日数
- ③ 新設又は増床時点から1年以上経過  
推定数＝直近1年間における「新設（又は増床部分の）入所（利用）者延数」÷1年間の日数

例)「入所者の前年度の平均値：40人」の施設が20床の増床をした場合について  
増床の時点から6月末満における人員配置上の入所者数は  
 $40人 + (20床 \times 90\%) = 58人$   
となり、入所者数「58人」に応じた人員の配置が必要となる。

※上記取扱いについては短期入所生活介護も同様

(2) 勤務形態（常勤・非常勤、専従・兼務 等）

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

#### 不適切事例

●「非常勤」の従業者を「従業者の勤務形態一覧表」に「常勤」として記載している。

#### <ポイント>

(「常勤」・「非常勤」)

・人員基準上の「常勤」とは、「当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいうもの」であることから、たとえ法人としての雇用形態が「常勤雇用」であっても他の事業所等での勤務がある場合は、一部例外を除き、介護保険の事業所の従業者としては「常勤」ではなく「非常勤」となる。

#### <「常勤」「非常勤」に関する事例 その1>

・A法人の従業者（看護職員）のKさんが、月曜～水曜はY特養で勤務し、木曜から土曜は、Zデイで勤務している場合において、Y特養とZデイでの勤務時間数が「常勤」としての勤務時間数に達していても、Y特養、Zデイそれぞれにおける「勤務形態」は「常勤」ではなく「非常勤」となる（当然、Y特養、Zデイそれぞれにおける常勤換算上の員数は、「1」ではなく「0.\*」となる。）

#### <「常勤」「非常勤」に関する事例 その2>

・A法人の従業者（生活相談員）のMさんが、月曜～水曜はY特養の生活相談員として勤務し、木曜から土曜は、同じY特養の介護職員として勤務している場合において、生活相談員と介護職員での勤務時間数が「常勤」としての勤務時間数に達していても、生活相談員、介護職員ともに「勤務形態」は「常勤」ではなく「非常勤」となり、この生活相談員は「常勤要件」を欠くことになる。

◆解釈通知：25号通知第2の2用語の定義 ◆解釈通知：43号通知第2の6用語の定義

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

#### 不適切事例

●「管理者」や「(施設の) 介護支援専門員」による複数の業務の過重な「兼務」により、運営管理や入所者の処遇に支障をきたしている。



## <ポイント>

◆施設・事業所の従業者は、原則として基準上「兼務」できる旨の規定がない場合は、複数の業務の「兼務」はできないが、施設・事業所の「管理者」や特養の「介護支援専門員」は一定の条件を満たせば、例外的に他の業務を「兼務」することができる。とされている。

しかしながら、当該職種において「兼務」が認められるのは、あくまで「施設（事業所）の管理上支障がない場合」（管理者）、「入所者（利用者）の処遇に影響がない場合」（介護支援専門員）であることから、過重な業務の兼務は「兼務」の要件を満たさないことになる。適正な業務が遂行できる範囲で「兼務」を行うこと。

特養：	39号省令 21条	県条例（介福）	24条
短期：	37号省令122条	県条例（居宅）	149条
予防短期：	35号省令130条	県条例（予防）	131条

## 3 設備に関する基準

(1) 設備等の用途変更に伴う届出 【介護老人福祉施設】【（介護予防）短期入所生活介護】

### 不適切事例

- 届出されている平面図と実際の設備の利用状況が異なっている。又は区画が変更されている。

例) 介護材料室の一部を改修して相談室としている。

## <ポイント>

- ・ 指定を受けた後に設備の利用状況が変更されていたり、増改築により施設・事業所の区画が変更されているにもかかわらず、変更の届出がなされていない。
- ・ 施設整備補助金を受けて整備している場合は、補助金返還等に係る手続が必要な場合があるので、変更前に関係部局へ協議すること。
- ・ 増床（減床）等の場合は、「建物の構造概要」の変更だけでなく定員増（減）に伴い「運営規程」の変更届も必要になるなど、変更の内容によっては、複数の「変更届出事項」に該当することがあるので留意すること。
- ・ 「変更の届出」が必要な事項については、「申請の手引」等を参照のこと

### <介護保険法>

第七十五条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第八十九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第百十五条の五 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(2) 設備・備品等の適切な配置

**不適切事例**

- 非常口付近や通路部分に机やストレッチャー等の備品を置いている。

**<ポイント>**

- ・廊下等通行に供する箇所に備品等があると、通行の妨げになるだけでなく、災害時等の速やかな避難の支障になる恐れもあることから、備品等は倉庫等適切な場所に保管すること（消防関係法令に抵触する恐れあり）

4 運営に関する基準

(1) サービスの取扱方針

○施設サービス計画等

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

**不適切事例**

- 適切に施設サービス計画（短期入所生活介護計画）が作成されていない。
- 施設サービス計画原案に係る入所者等の同意が、サービス提供後になっている。

**<ポイント>**

- ・入所者（利用者）等への適切なサービス提供に資するため、施設サービス計画（短期入所生活介護計画）については、入所者等の意向や心身の状況等に配慮したものでなければならない。
- ・施設サービス計画（短期入所生活介護計画）については、サービス提供前に入所者（利用者）又はその 家族に当該内容を説明し、文書により入所者（利用者）の同意を得ておく必要がある。
- ・指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上（概ね4日以上）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

特養： 39号省令 12条 県条例（介福） 15条  
短期： 37号省令129条 県条例（居宅） 155条  
予防短期： 35号省令144条 県条例（予防） 145条

○高齢者虐待の防止及び身体的拘束の廃止

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

**不適切事例**

- 身体的拘束等に係る記録が不十分
- 高齢者虐待防止・身体的拘束等の廃止に向けた取り組みが不十分

## <ポイント>

- ・ 「身体拘束」については、所定の要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たす場合にやむを得ず認められるものであり、あくまで一時的な対応である。  
やむを得ず身体的拘束を行う場合においても、継続的に状態を把握するとともに、廃止に向け、継続的に取り組むことが必要である。
- ・ やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、必ず当該入所者等に係る必要な事項（その態様及び時間、その際の入所者等の状況、緊急やむを得ない理由 等）を記録しなければならない。
- ・ 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従業者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に業務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。  
また、施設・事業所の従業者については、不適切な言葉遣いや介護方法が、場合によっては「高齢者虐待」となる恐れもあるため、研修等を通じ、「高齢者虐待」に関する正しい知識を持つことが重要である。

特養：39号省令11条4項 県条例（介福）46条、28条第4項（※研修 県独自基準）  
（ユニット型、短期、予防にも同様の規定及び準用規定あり）  
・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第5条第1項

## （2）非常災害対策

【介護老人福祉施設】【（介護予防）短期入所生活介護】

### 不適切事例

- 消防法令に基づく避難訓練及び消火訓練が年2回以上実施されていない。また、実施にあたって、あらかじめ地元の消防機関に訓練実施の通報がされていない。

## <ポイント>

- ・ 非常災害に関する具体的計画（「非常災害に対する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること
- ・ 定期的に避難、救出その他必要な訓練（年2回以上）を行うこと。また、実効性のある訓練とするために地元消防等関係機関と連携して実施すること。
- ・ 避難経路とされている箇所に通行の障害となるようなものがないか、避難に要した時間、情報伝達設備の不具合の有無等、避難訓練の結果を踏まえて様々な角度から検証・評価を行い、次回の訓練に活かすことが望ましい。

特養：39号省令26条 県条例（介福）30条（※県独自基準）  
（ユニット型等は同条準用）  
短期：37号省令103条 ※準用 県条例（短期）110条 ※準用  
予防短期：35号省令104条 ※準用 県条例（予防）105条 ※準用  
・ 消防法施行令第4条3項  
・ 消防法施行令別表第1(6)ロ  
・ 消防法施行規則第3条（第10項、第11項）

- ☆ 防災情報について、県では危機管理課がメール配信サービスを行っているので活用してください。また、当課HPに、地震想定をはじめ、防災に役立つ各種資料等が掲載されていますので、是非活用してください。

県危機管理課HP ([http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=12](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=12))

### (3) 衛生管理等

#### ○ 感染症・食中毒に対する措置

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

#### 不適切事例

- 特養において、「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」を概ね3月に1回以上開催していない。
- 特養において、整備された指針に基づき「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を年2回以上実施していない。

#### <ポイント>

- ・施設・事業所において、感染症又は食中毒の発生を防止するための適切な措置を日常的に行うよう従業者に徹底し、万一発生した場合は、関係機関に連絡の上、速やかな対処により、まん延を防止するとともに、その原因を究明し、再発防止のための改善を行うよう留意すること。
- ・指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ・当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施すること
- ・感染規模や症状等により、行政(保健所)への報告が必要となるので留意すること

特養	: 39号省令 27条 (ユニット型等は同条準用)	県条例(介福) 31条
短期	: 37号省令104条(準用)	県条例(短期) 111条(準用)
予防短期	: 35号省令105条(準用)	県条例(予防) 106条(準用)

#### 解釈通知: 43号通知第4の25(2)③

・介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  
研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

参照: 高齢者介護施設における感染対策マニュアル

厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>)

保健福祉施設等におけるノロウイルス感染防止チェックリスト

県健康推進課HP ([http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif\\_id=19376](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=19376))

腸管出血性大腸菌(O157等)感染症警報

インフルエンザ施設内感染予防の手引き

#### (4) 秘密保持のための対応

【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

##### 不適切事例

###### ● 入所者（利用者）の個人情報の管理が不十分

- ・ ケースファイルに記載された入所者（利用者）の名前が、廊下から見える状態になっている、ケース記録用のパソコンが誰でも閲覧できる状態になっている。
- ・ 短期入所生活介護事業所がサービス担当者会議等で使用する個人情報について、利用者等から事前に同意を得ていない。

##### <ポイント>

- ・ 個人情報保護の観点から、入所者（利用者）の個人情報が含まれる書類やデータなどについては、施錠できるロッカーへの保管やパスワードの設定等により適切な情報管理が必要である。
- ・ 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

特養	: 39号省令30条		県条例（介福）34条	
短期	: 37号省令33条	※準用	県条例（居宅）35条	※準用
予防短期	: 35号省令31条	※準用	県条例（予防）32条	※準用

#### (5) 苦情処理

【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

##### 不適切事例

- 受け付けた苦情に係る内容や対応等を記録していない。
- 苦情の内容の記録のみで、「その後の経過の記録」、「原因の分析」、「再発防止のための取組み」などが行われていない。

##### <ポイント>

- ・ その提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。（苦情処理マニュアル等により、窓口や処理のフロー等を明確にしておくことが望ましい。）
- ・ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等（受付日や苦情の内容等）を記録しなければならない。
- ・ 苦情については、「サービスの質の向上を図る上での重要な情報」であるとの認識に立ち、業務改善に役立てる等の取組が求められる。

特養	: 39号省令第33条		県条例（介福）37条	
短期	: 37号省令第36条	※準用	県条例（短期）38条	※準用
予防短期	: 35号省令第34条	※準用	県条例（予防）35条	※準用

## (6) 事故発生の防止及び発生時の対応

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

### 不適切事例

- 特養において、整備された指針に基づき「事故防止のための従業者に対する研修」を年2回以上実施していない。
- 事故発生時に県民局及び市町村に連絡・報告をしていない。また、第2報（事故後の対応、事故原因の追求、再発防止に関する今後の対応・方針）の送付がないか、その内容が不十分である。

### <ポイント>

- ・ 高齢者の事故は重大な結果につながることも多いことから、事故防止のための適切な知識を身につけておくことが大切である。  
そのためには、実効性のある研修を定期的（年2回以上）に開催し、関係者へ、事故の予防及び発生時の適切な対応に係る知識の周知を図る必要がある。
- ・ 事故の事例を集計・分析するなどにより再発防止策も併せて検討すること
- ・ 事故発生時には速やかに関係各所へ連絡・報告すること。  
また、第1報のみの報告で以降の報告がないケースが散見されるが、事故対応の終結まで適宜報告すること。
- ・ 食中毒、感染症（インフルエンザ等）の集団発生も報告が必要なので留意すること。

特養 : 39号省令35条  
(ユニット型等は同条準用)

県条例 (介福) 39条

短期 : 37号省令37条 ※準用

県条例 (居宅) 40条 ※準用

予防短期 : 35号省令35条 ※準用

県条例 (予防) 37条 ※準用

#### ◆解釈通知 : 43号通知第4の31(4)

・ 介護職員その他の従業者に対する事故発生防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

#### ◆所管県民局への報告 :

H20. 3. 31長寿社会対策課通知「介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針」報告事項 :

・ 県(所管県民局健康福祉部)への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、別紙様式の各項目が明記されている書式がある場合には、これによっても差し支えない。(別紙省略)

## (7) 運営規程・重要事項説明書について

【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

### 不適切事例

- 運営規程や重要事項説明書の内容が実態と異なっている。

### <ポイント>

- ・従業員数や費用その他サービスの内容等に係る記載が変更されているにもかかわらず、改定されていない。
- ・運営規程や重要事項説明書の内容は契約内容の一部であることから、体制や運営内容等が変更された場合は必ず運営規程等も見直しをすること。

### <県条例(介福)>

第五条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十七条の運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

※第百五十二条(短期)、第百三十四条(予防)も同様の規定

## (8) ユニットケア

【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

### 不適切事例

- ユニット施設であるにもかかわらず適切な「ユニットケア」が行われていない。
  - ・食事の時間、おむつ交換、入浴の機会等について、個別の要望を踏まえることなく、一律の時間等に行っている。(介護側の都合を優先している。)
  - ・ユニットリーダーをはじめとする直接処遇職員が、複数のユニットを兼務している。

### <ポイント>

- ・ユニットケアとは、「居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位を一致させたケア」のことである。  
そしてその「ユニットケア」を適切に実施するに当たっては、「入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援しなければならない。」
- ・ユニットケアにおいては、入居者、利用者各々の個別の事情を考慮し、例えば食事は入居者等の起床時間に合わせたり、おむつ交換は各々の排泄サイクルを踏まえたタイミングとするなど、適切な個別ケアを行うこと。
- ・ユニットケアにおける従業員の勤務体制については、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならないことから、いわゆる「馴染みの関係」が求められる。  
よって職員配置は「ユニットごとの固定配置」が基本となる。

特養 : 39号省令39条  
短期 : 37号省令140条の3  
予防短期 : 35号省令152条

県条例(介福) 43条  
県条例(居宅) 170条  
県条例(予防) 153条

解釈通知 : 43号通知第5の7食事(1)、10勤務体制の確保等(1)

### 3 介護報酬算定上の留意事項について

#### 1 従来型個室入所者に係る介護サービス費算定

【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

##### 不適切事例

●従来型個室の入所者・利用者に対して、医師の判断によらず（施設の判断で）、多床室に係る介護サービス費を算定している。

##### <ポイント>

- ・ 介護老人福祉施設の従来型個室に入所している者で、多床室の介護福祉施設サービス費の算定ができる者は下記①～④のとおり。

※(介護予防)短期入所生活介護は、下記②～④のとおり。

- ① 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室（以下「従来型個室」という。）に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（ただし、平成17年9月1日から同月30日までの間において、特別な室料を支払っていない者に限る。）

※当該従来型個室を一旦退所後、再度、当該従来型個室に入所した場合は対象外

- ② 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
- ③ 居室の面積が10.65㎡以下の従来型個室に入所する者
- ④ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

※経過措置等により介護報酬が多床室扱いとなる従来型個室の居住費（滞在費）も多床室と同様になる。

算定告示：21号告示別表1イ口注15、注16

別掲告示：95号告示第51号

別掲告示：26号告示第16号、80号



### 不適切事例

- 特養において、病院への入院期間中（病院からの施設への試験外泊を含む）について入退院日以外に係る介護福祉施設サービス費（基本単位等）を算定している。
- 短期入所生活介護の利用者がそのまま同一敷地内の指定介護老人福祉施設に入所した際に、当該入所日に短期入所生活介護費を算定している。

### <ポイント>

- ・ 短期入所、入所の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含むものとする。
- ・ 同一敷地内の短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設又は介護保険施設（以下「介護保険施設等」という。）の間で、利用者等が介護保険施設等から退所等したその日に他の介護保険施設等に入所等する場合は、入所等の日は含み、退所等の日は含まない。  
※隣接・近接する介護保険施設等の中で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合も同様。

### H15Q & A 問13

Q：施設入所（入院）者が外泊した場合の居宅サービスの算定について

A：介護保険施設及び医療機関の入所（入院）者が外泊時に利用した居宅サービスについては、外泊時費用の算定の有無にかかわらず、介護保険において算定できない。

留意事項通知：40号通知第2の1(2)

メモ

### 3 届出・加算・減算関係

#### 体制届

介護老人福祉施設【(介護予防)短期入所生活介護】

#### 不適切事例

- 加算等が算定されなくなる場合にあって、速やかにその旨の届出がなされていない。

#### <ポイント>

- ・ 特養の空床型短期入所生活介護に係る届出については、特養の届出と重複するため一部を除き不要とされているが、併設型短期生活介護費を併せて算定する場合で本体施設(空床型)と併設型(専用床)の加算内容が相違する場合は、その内容を事業所において把握し利用者にその違いを説明する必要があるので留意すること。
- ・ 地域密着型特養における空床型短期入所生活介護については、本体施設の届出が県に提出されないことから、加算内容が相違する場合は、併設型(専用床)と別に届出が必要であるので留意すること。
- ・ 加算の算定、取り下げだけでなく「人員基準欠如」になった場合も体制の届出が必要となるので留意すること。  
また、「人員基準欠如」の「非該当」が算定要件となっている場合(日常生活継続支援加算、栄養マネジメント加算、療養食加算、サービス提供体制強化加算等)があるので、「人員基準欠如」の届出を行う場合は、算定中の加算も必ず併せて確認すること。

#### 留意事項通知：40号通知第1の2(36号通知第1の5を準用)

- ・ 事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等がされなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該加算について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

#### 体制等に関する届出における留意点について：41号通知第5の9⑬

- ・ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④まで及び⑥から⑫※については内容が重複するので、届出は不要とすること。  
介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。  
(※ ②ユニットケア体制、③機能訓練指導体制、④夜勤勤務条件基準、⑥職員の欠員による減算の状況、⑦緊急受入体制及び看護体制加算、⑧夜勤職員配置加算、⑨若年性認知症利用者受入加算、⑩療養食加算、⑪サービス提供体制強化加算)⑫介護職員処遇改善加算

#### H21Q&A 問35

Q：短期入所生活介護における看護体制加算・サービス提供体制加算等において、人員配置の状況によっては、当該短期入所生活介護の空床部分と併設部分で加算の算定の状況が異なることがあり得るが、その場合、どちらを利用するについては施設が決めてよいか。

A：利用者に対して空床利用部分と併設部分の利用料の違いと体制の違いについて説明した上で、利用者の選択に基づく適切な契約によるべきである。

## 減算関係

(1) **夜勤体制に係る減算** 【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】  
 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において下記①②のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において入所者(及び利用者)の全員について、所定単位数が97%に減算となる。

- ①夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が「夜勤職員基準(下表参照)」に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合
- ②夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が「夜勤職員基準(下表参照)」に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

【夜勤時間帯】: 午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。(※1日のうち当該夜勤時間帯を除いた時間帯が「日中」の時間帯となる。)

夜勤職員配置基準		
ユニット以外の部分		ユニット部分
入所者等の数※1	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数※2	
25以下	1以上	2ユニットごとに1以上
26～60	2以上	
61～80	3以上	
81～100	4以上	
101以上	4+(入所者等の数※-100)÷25人以上 ※小数点以下を切り上げ	

※1・【短期入所(単独型)】は、短期入所の利用者数とする。

・【特養及び短期入所(併設型・空床型)】は、特養の入所者と短期入所の利用者の合計とする。

・【特養以外に併設する短期入所(併設型)】は、短期入所の利用者数とする。

入所者等の数は「前年度平均」を用いること。(小数点以下切り上げ)

※2 【特養以外に併設する短期入所(併設型)】の場合は、本体施設として必要とされる夜勤職員(介護又は看護職員)に加えて上記の数とする。

別掲告示：29号告示

(2) **人員基準欠如による減算** 【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

介護老人福祉施設及び(介護予防)短期入所生活介護において、介護職員、看護職員(介護老人福祉施設にあつては介護支援専門員)の配置が、暦月において基準上満たすべき員数を下回っている場合に、入所者等の全員について、所定単位数が70%に減算となる。

- ・人員基準欠如が1割を超える場合は、当該月の翌月から解消月まで減算となる。
- ・人員基準欠如が1割以下である場合は、当該月の翌々月から解消月まで減算となる(ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)

※入所者数及び利用者数は「前年度平均」を用いること。(小数点第2位以下切上げ)  
 ※併設・空床利用の短期入所生活介護は、特別養護老人ホームと一体的に減算となる。

別掲告示：短期：27号告示第3号口～ホ  
 特養：27号告示第12号口、ハ  
 予防：27号告示第17号口～ホ

### (3) ユニットにおける職員に係る減算

【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

ユニット型の介護老人福祉施設及び(介護予防)短期入所生活介護について、ある月(暦月)において下記①②いずれかの基準を満たさない状況が発生した場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、入所者(及び利用者)の全員について、所定単位数が97%に減算となる。(ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)

- ① 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ②ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

別掲告示 特養：26号告示第50号  
 短期：26号告示第14号  
 予防：26号告示第79号

### (4) 定員超過利用の減算

【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

#### 1) 介護老人福祉施設・短期入所生活介護(空床型)の場合

##### ア. 減算の対象

原則として、1月間(暦月)の入所者数(空床利用の短期入所を含む)の平均が運営規程に定める入所定員を超える場合は、当該月の翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、すべての入所者(空床利用の短期入所利用者を含む)について、所定単位数が70%に減算となる。

※入所者等の数の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日を含まない。  
 ※1月間の入所者等の数の平均は、当該月の全入所者等の延数を当該月の日数で除して得た数(小数点以下を切り上げ)とする。

**※空床利用の短期入所生活介護は、特別養護老人ホームと一体的に減算となる。**

イ. やむを得ない措置等による定員の超過

介護老人福祉施設は下記①～③のいずれか、短期入所生活介護（空床型）は下記

①②のいずれかによりやむを得ず定員を超過する場合は、減算とはならない。

①市町村が行った措置より、やむを得ず入所（利用）定員を超える場合	定員の数に100分の105を乗じて得た数以内 (定員が40を超える場合は、定員に2を加えて得た数以内) ※小数点以下切り捨て
②入院中の入所者が当初の予定より早期に再入所が可能となったときであって、その時点で当該施設が満床だった場合 (当初の再入所予定日までの間に限る)	定員の数に100分の105を乗じて得た数以内 ※小数点以下切り捨て
③入所申込者の家族の急な入院等、事情を勘案して施設に入所することが適当と認められる者に対し、併設の短期入所生活介護の空床を利用してサービスを提供する場合	定員の数に100分の105を乗じて得た数以内 ※小数点以下切り捨て

**※上記については、あくまでも一時的かつ特例的なものであるため、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。**

ウ. 災害、虐待の受入等やむを得ない理由による定員超過

定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

**2) 短期入所生活介護（併設型）（単独型）の場合**

(1) 減算の対象

原則として、1月間（暦月）の利用者数の平均が運営規程に定める定員を超える場合は、当該月の翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、すべての利用者について、所定単位数が70%に減算となる。

(2) やむを得ない措置等による定員の超過 ※上記イの①と同様

(3) 災害、虐待の受入等やむを得ない理由による定員超過 ※上記ウと同様

別掲告示：特養：27号告示第12号イ

短期：27号告示第3号イ

予防：27号告示第17号イ

メ モ

## 加算関係

### (1) 看護体制加算

【介護老人福祉施設】【短期入所生活介護】

#### 不適切事例

- 加算(Ⅱ)の算定にあたって、実態として特養本体と併設型(専用床)短期事業所を兼務する看護職員について、いずれか一方のみにカウントして算出している。
- 看護職員が機能訓練指導員を兼務している場合にあって、機能訓練指導業務に係る勤務時間を含めて算出している。

#### <ポイント>

- ・ 本体施設と併設のショートステイ双方で当該加算を算定する場合は、それぞれについて別個に加算算定の可否を判断する必要がある。(全体としての看護職員の配置数をもって本体施設及び併設ショートステイの加算の算定可否を判断するものではない。)
- ・ 本体施設と併設のショートステイを兼務している看護職員は、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて加算の算定の可否を判断することになる。

(例) 本体施設(定員:50人)、短期入所(定員10人)において、看護職員(常勤換算方法で0.6人)を定員(=ベッド数)で按分する場合  
→ 本体施設:  $0.6人 \times 50 / (50 + 10) = 0.5人$  短期入所:  $0.6人 \times 10 / (50 + 10) = 0.1人$

- ・ 看護体制加算Ⅱについて、機能訓練指導員を兼務している看護職員は、たとえ常勤職員であっても加算算定上は、「看護職員」として勤務する時間数のみを常勤換算の看護職員の中に含めることができる。

#### H21Q&A 問78、問83

Q: 本体施設である介護老人福祉施設と併設のショートステイについて、一体的に加算を算定できるのか。

A: 本体施設と併設のショートステイそれぞれについて別個に加算算定の可否を判断する。すなわち、看護体制加算(Ⅰ)では本体施設と併設のショートステイでそれぞれ常勤の看護師を1人ずつ配置している場合、看護体制加算(Ⅱ)では本体施設と併設のショートステイでそれぞれ常勤換算で25:1以上、かつ本体施設では最低基準に加えて1以上の看護職員を配置している場合に、算定可能となる。

その際、看護体制加算(Ⅱ)については、本体施設と併設のショートステイを兼務している看護職員は、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて加算の算定の可否を判断することになる。

なお、空床利用型ショートステイについては、加算(Ⅰ)、(Ⅱ)とも、本体施設において加算の算定基準を満たしていれば空床利用型ショートステイの利用者についても加算を算定することができる。

Q: 機能訓練指導員が看護師である場合、看護体制加算(Ⅱ)の看護職員配置に含まれるか。看護体制加算(Ⅰ)についてはどうか。

A: 看護体制加算(Ⅱ)については、当該機能訓練指導員が看護職員としての業務に従事している実態があれば、当該業務に係る勤務時間を常勤換算の看護職員の中に含めることは可能である。

看護体制加算(Ⅰ)については、看護職員としての業務以外の業務に従事する看護師によって同加算を算定することは望ましくない。

(2) 夜勤職員配置加算 【介護老人福祉施設】【短期入所生活介護】

**不適切事例**

- 夜勤時間の算定に係る「夜勤時間帯」の設定が不適切  
(例：17時から翌日10時で16時間を超える設定となっているなど)
- 加算算定にあたり、1日平均夜勤職員数の要件は満たしているが、夜勤職員の基準を満たしていない。(勤務形態一覧表に歴月で夜勤基準を満たさない日がある。)
- 加算要件を満たす人員配置ができなくなったにもかかわらず加算を算定している。

**<ポイント>**

- ・夜勤時間帯は、「午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間」とされているので、夜勤時間帯の設定には留意すること。  
なお、夜勤時間帯における「休憩時間等」の考え方については関連Q&Aを参照のこと。

加算に必要な夜勤職員の数 (人員基準上の必要配置数+1)		
ユニット以外の部分		ユニット部分
入所者等の数※	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数 (加算算定が可能な場合)	
25以下	2以上	「2ユニットごとに1」を満たし、更に1以上加配
26～60	3以上	
61～80	4以上	
81～100	5以上	
101以上	5 + (入所者等の数※ - 100) ÷ 25人以上 ※小数点以下を切り上げ	

※短期入所（単独型）の場合は、短期入所の利用者数とする。

※特養及び短期入所（併設型・空床型）の場合は、特養の入所者と短期入所の利用者の合計数とする。

※特養以外に併設する短期入所（併設型）の場合は、短期入所の利用者数とする。

※入所者等の数は「前年度平均」を用いること。(小数点以下切り上げ)

・夜勤を行う職員（介護職員又は看護職員）は、「1日平均夜勤職員」とする。

※空床利用の短期入所生活介護は、特別養護老人ホームと一体的に減算となる。

- ・毎月、加算要件を満たしているか確認の上、確認の結果を記録し、算定要件を満たさなくなった場合は、速やかに加算の取り下げの手続きを行うこと。

**<「1日平均夜勤職員」の考え方等>**

暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定（小数点第3位以下切り捨て）した値

当該加算算定のためには、「1日平均夜勤職員数」が「夜勤職員基準」を1以上上回っている必要がある。

$$\left( \begin{array}{l} \text{(計算例) 月の日数: 30日、夜勤職員基準: 3人、暦月の延夜勤時間数: 2,000時間の場合} \\ 2,000\text{時間} \div (30\text{日} \times 16) = 4.166\cdots \div 3 + 1 > 3 + 1 \text{ となり算定可能} \end{array} \right)$$

・特養及び短期入所生活介護（併設型）の場合又は短期入所生活介護（空床型）の場合  
は、特養の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した人数で算定。

別掲告示：29号告示第5号ハ 短期：同告示1号ハ  
留意事項通知：40号通知第2の5(8)（短期：同通知第2の2(8)）

#### H21 問90

Q：1日平均夜勤職員数を算出するための延夜勤時間数には、早出・遅出や日勤  
帯勤務の職員の勤務時間も含まれるか。

A：本加算は、深夜の時間帯のみならず、特に介護量が増加する朝食、夕食及び  
その前後の時間帯を含む夜勤時間帯全体における手厚い職員配置を評価するもの  
であり、その施設が設定した夜勤時間帯において勤務した時間帯であれば、早出  
・遅出及び日勤帯勤務の職員の勤務時間も延夜勤時間帯に含めることが可能であ  
る。ただし、加算を算定可能とすることを目的として、例えば「22時から翌日14  
時まで」のような極端な夜勤時間帯の設定を行うべきではなく、夜勤時間帯の設  
定は、例えば「17時から翌朝9時まで」のような朝食介助・夕食介助の両方を含  
む設定を基本としつつ、勤務実態等から見て合理的と考えられる設定とすべきで  
ある。

ただし、夜勤職員配置の最低基準が1人以上とされている入所者が25人以下の  
施設については、いわゆる「1人夜勤」の負担を緩和する観点から、深夜の時間  
帯において職員を加配する（夜勤職員を2人以上とする）ことにより加算の算定  
要件を満たすことが望ましい。

#### H21 問91

Q：延夜勤時間数には純粋な実働時間しか算入できないのか。休憩時間はどのよ  
うに取り扱えばいいのか。

A：通常の休憩時間は、勤務時間に含まれるものとして延夜勤時間数に含めて差  
し支えない。ただし、大半の時間において仮眠をとっているなど、実態として宿  
直に近い状態にあるような場合についてまで含めることは認められない。

### （3）個別機能訓練体制加算

【介護老人福祉施設】

#### 不適切事例

- 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚  
士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置していない  
（配置された常勤の機能訓練指導員（資格：看護職員）が看護業務を兼務し機能訓  
練指導員の職務に専従していない。）
- 個別機能訓練計画が、多職種共同で作成されていない。
- 利用者に定期的に個別機能訓練計画の内容を説明・記録していない。

#### <ポイント>

- ・機能訓練指導員が、他の業務を兼務する場合は、算定要件である「専ら機能訓練指導  
員の職務に従事する」の「専ら（専従）」要件を満たさないことになるため、当該加算  
は算定できない。
- ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入



所者毎にその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行うこと。

- ・ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上入所者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。

算定告示：21号告示別表1イロ注9  
留意事項通知：老企第40号第2の5（11）

#### （4）機能訓練指導員の加算

【介護予防】短期入所生活介護】

##### 不適切事例

- 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置していない（配置された常勤の機能訓練指導員（資格：看護職員）が看護業務を兼務し機能訓練指導員の職務に専従していない。）
- 旧一部ユニット型施設・事業所を従来型とユニット型に分離し「専従」であった「機能訓練指導員」が双方の施設・事業所を「兼務」することとなったにもかかわらず当該加算を算定している。

##### <ポイント>

- ・ 機能訓練指導員が、他の業務を兼務する場合は、算定要件である「専ら機能訓練指導員の職務に従事する」の「専ら（専従）」要件を満たさないことになるため、当該加算は算定できない。

算定告示：19号告示（予防：127号告示）別表8イロ注3

#### （5）日常生活継続支援加算

【介護老人福祉施設】

##### 不適切事例

- 入所者総数に係る「要介護状態区分が要介護4若しくは要介護5の者の占める割合」について、届出を行って以降の記録がなされていない。
- 当該加算算定後に介護福祉士の員数が算定要件を満たさなくなったにもかかわらず加算取り下げの届出がなされていない。

##### <ポイント>

- ・ 「入所者総数に占める要介護状態区分要介護4、5の者の割合」（100分の70以上であること）については、当該加算の届出後以降も毎月当該割合を記録する必要がある。毎月、算定要件に適合しているかを継続して確認すること。

留意事項通知：老企第40号通知第2の5（6）

（参考）算定要件の変更

平成24年4月の報酬改定により、算定要件が変更されているので留意すること

<入所者総数に対する該当者の割合>

①要介護4、5の者の占める割合

$60 / 100$ 以上 ⇒  $70 / 100$ 以上

②日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の占める割合

$60 / 100$ 以上 ⇒  $65 / 100$ 以上

③社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（※）を必要とする者の占める割合  $15 / 100$ 以上（新設）

※ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条に掲げる行為は、次のとおり。  
「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、  
「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」

- 「介護福祉士」の員数については、届出を行った月以降においても「毎月において直近3月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要」とされていることから、算定要件については、継続的に確認する必要がある。

**【併設又は空床利用の場合の算定】 H21 問73**

Q：入所者に対する介護福祉士の配置割合を算出する際の入所者数や、要介護度や日常生活自立度の割合を算出する際の入所者には、併設のショートステイの利用者を含め計算すべきか。空床利用型のショートステイではどうか。

A：当該加算は介護老人福祉施設独自の加算であるため、併設・空床利用型の別を問わず、ショートステイの利用者は含まず、本体施設である介護老人福祉施設の入所者のみに着目して算出すべきである。

**【兼務職員の考え方】 H21 問74**

Q：介護福祉士の配置割合を算定する際に、ショートステイを兼務している介護福祉士はどのような取扱いとするか。

A：併設型のショートステイと兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により、当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれに割り振った上で（例：前年度の入所者数平均が40人の本体施設と10人のショートステイの間で均等に兼務している場合は常勤換算でそれぞれ0.8人と0.2人とするなど）、本体施設での勤務に係る部分のみを加算算定のための計算の対象とする。

その際、実態として本体施設と併設のショートステイにおける勤務時間が1：1程度の割合で兼務している介護福祉士を本体施設のみにおいてカウントするなど、勤務実態と著しく乖離した処理を行うことは認められない。

空床利用型のショートステイについては、ショートステイに係る業務を本体施設における業務と分離して考えることは困難であるため、特に按分を行わず、本体施設に勤務する職員として数えて差し支えない。

**【ショートステイでサービス提供体制強化加算を算定している場合】 H21 問75**

Q：本体施設である介護老人福祉施設において日常生活継続支援加算を算定している場合、併設するショートステイにおいてサービス提供体制強化加算の算定は可能か。空床利用型ショートステイではどうか。

A：可能である。具体的には、併設型ショートステイについては、本体施設と兼務する職員について、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれに割り振った上で、ショートステイに係る職員についてサービス提供体制強化加算の算定基準を満たす場合、空床利用型ショートステイについては、本体施設がサービス提供体制強化加算の算定要件を満たす場合に、それぞれ同加算を算定することができる。

なお、このような処理をすることにより、空床利用型のショートステイと併設型のショートステイで加算算定の有無や算定する加算の種類が異なる場合も生じうることになる。さらに、本体施設と異なる加算を算定する場合は、空床利用型ショートステイであっても、本体施設とは別途、体制の届出が必要となるので留意されたい。

**【たんの吸引等の行為を必要とする者の判断基準】 H24 問196**

Q：（日常生活継続支援加算の算定要件に係る）「たんの吸引等の行為を必要とする者」の判断基準はどのようなものなのか。

A：「たんの吸引等の行為を必要とする者」とは、たんの吸引等の行為を介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員が行うことにつき医師の指示を受けている者をいう。

## (6) 療養食加算

【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

### 不適切事例

- 療養食の提供に当たり、医師による食事せんが発行されていなかった。
- ショートを複数回利用する際に、初回分の食事せんしか発行されていなかった。

### <ポイント>

- ・療養食の加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師により利用者に対し、疾患治療の直接的手段として発行された「食事せん」に基づき療養食を提供することとなっている。
- ・ショートステイで当該加算を算定する場合は、ショートステイの利用毎に「食事せん」の発行が必要となる。

### 1H7Q & A 問89

Q：ショートステイを数回利用する場合、療養食加算の食事せんはその都度発行となるのか。

A：短期入所生活（療養）介護の利用毎に食事せんを発行することになる。

算定告示：21号告示別表1又、19号告示(予防:127号告示)別表8ハ

留意事項通知：40号通知第2の5(23)（短期：同通知第2の2(11) ※予防も同様

## (7) 栄養マネジメント加算 【介護老人福祉施設】

### 不適切事例

- 低栄養状態の高リスク者について実施するモニタリングが適切な間隔で実施されていなかった。
- 栄養ケア計画に係る本人又は家族への説明・同意前に当該加算の算定を開始していた。

### <ポイント>

- ・低栄養状態のリスクの高い者に対しては、概ね2週間毎にモニタリングを行わなくてはならない。※低栄養状態のリスクの低い者については、概ね3月毎に行う。  
また、リスク状態にかかわらず、少なくとも月1回は、体重を測定するなど、入所者の栄養状態の把握を行うこと。
- ・当該加算は「栄養ケア計画」を入所者又はその家族に説明し、その同意が得られた日から算定を開始できる。

算定告示：21号告示別表1ホ

留意事項通知：40号通知第2の5(18)

**不適切事例**

●入所者又はその家族等への看取りに関する指針の内容の説明をしていない、同意を得ていない、又は同意を看取り介護開始後に得ている。

**<ポイント>**

- ・ 看取り介護加算の算定にあたっては、常勤の看護師を1名以上配置し、当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制（オンコール等）を確保していること。
- ・ 看取り介護加算の算定にあたっては、看取りに関する指針を定め、入所の際に入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、説明を適切に受けた旨の同意を得ておく必要がある。
- ・ 看取り介護加算の算定にあたっては、看取りに関する職員研修を行っていること。
- ・ 看取り介護加算の算定にあたっては、看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

**<看取りに関する指針に盛り込むべき項目の例> 【老企第40号第2の5(24)】**

- ・ 看取りに関する考え方
  - ・ 終末期の経過（時期、プロセス毎）の考え方
  - ・ 看取りに際して行いうる医療行為の選択肢
  - ・ 医師や医療機関との連携体制
  - ・ 本人及び家族との話し合いや同意、意思確認の方法
  - ・ 職員の具体的対応
- .....等

※当該指針は、管理者を中心として、生活相談員、介護職員、看護職員介護支援専門員等による協議の上で策定すること。

別掲告示：97号告示第55号

**【看取りのために個室に移った場合の居住費】 H18Q&A 問5**

**Q：**看取り介護で入所者が多床室から看取りのための個室（静養室）に入った場合、個室の居住費の取扱いはどうか。また、看取りのための個室が従来型個室であった場合はどうか。

**A：**看取りのための個室が静養室の場合は、看取りのための個室に入る前の多床室に係る報酬を算定することとなる。また、看取りのための個室が従来型個室である場合は、「感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、当該居室への入所期間が30日以内であるもの」に該当する場合には、多床室に係る介護報酬を適用する。この場合、居住費については、多床室扱いとなり、光熱水費のみが自己負担となる。

## 4 その他の費用について

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

### 1 特別な居室（食事）に係る費用

#### 不適切事例

- 「特別な居室」の提供に係る基準を満たしていない。
  - ・ 定員数の100分の50を大幅に超える「特別な居室」の設定をしている。
  - ・ 当該費用の額が「運営規程」に定められていない。 等

#### (1) 入所者（利用者）が選定する【特別な居室】の提供に係る基準

【特別な居室】に係る費用を徴収する場合は次の①～⑦のすべてを満たすこと。

- ① 特別な居室の定員が1人又は2人であること。
- ② 特別な居室の定員数が施設等の定員の概ね100分の50を超えないこと。
- ③ 特別な居室の入所者等1人当たりの床面積が10.65㎡以上であること。
- ④ 特別な居室の施設、設備等が当該費用の支払いを受けるのにふさわしいものであること。
- ⑤ 特別な居室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいておこなわれるものであり、サービスの提供上の必要性から行われるものでないこと。
- ⑥ 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。
- ⑦ 特別な居室の提供に当たって、居住費（滞在費）に係る利用料の追加的費用であることを入所者等又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

※P11の「1. 従来型個室入所者に係る介護サービス費算定」に記載するものに該当する場合は、特別な居室に係る費用を徴収できない。

#### (2) 入所者（利用者）が選定する【特別な食事】の提供に係る基準

#### 不適切事例

- 「特別な食事」の提供に係る基準を満たしていない。
  - ・ 通常の利用料とは別に特別な食事の提供に係る費用を全額請求している。
  - ・ 特別な食事を提供する際に、当該入所者等の身体状況等に関して、支障がないことについて、医師の確認を得ていない。

【特別な食事】に係る費用を徴収する場合は次の①～⑦のすべてを満たすこと。

- ① 特別な食事が、通常の食事に係る費用（食材料費及び調理費に相当する額）

では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、通常の食事に係る利用料の額を超えて必要な費用が、支払いを受けるのにふさわしいものであること。

- ② 次に掲げる配慮がなされていること。
  - (i) 医師との連携の下に管理栄養士（栄養士）による入所者等ごとの医学的及び栄養学的な管理が行われていること。
  - (ii) 食堂、食器等の食事の提供を行う環境についての衛生管理がなされていること。
  - (iii) 特別な食事を提供することによって特別な食事以外の食事の質を損なわないこと。
- ③ 特別な食事の提供は、予め入所者等又はその家族に対し十分な情報提供を行い、入所者等の自由な選択と同意に基づき、特定の日に予め特別な食事を選択できるようにすること。（意に反して特別な食事が提供されることのないようにすること。）
- ④ 入所者等又はその家族への情報提供に資するために、施設等の見やすい場所に次に掲げる事項について掲示すること。
  - (i) 事業所等において、毎日（又は予め定められた日に）、予め希望した入所者等に対して、入所者等が選定する特別な食事の提供を行えること。
  - (ii) 特別な食事の内容及び料金
- ⑤ 特別な食事を提供する場合は、当該入所者等の身体状況にかんがみ支障がないことについて、医師の確認を得ること。
- ⑥ 特別な食事の提供に係る契約に当たっては、通常の食事に係る利用料の追加的費用であることを入所者等又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

※特別な食事に係る利用料は、特別な食事を提供することに要した費用から通常の食事の提供に係る利用料を控除した額とすること。

「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供にかかる利用料等に関する指針」  
(H17告示419号)  
「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」  
(H12告示123号)

### (3) 短期入所生活介護に係る食費の設定について

【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

#### 不適切事例

●食費の設定が、朝食、昼食、夕食を分けて設定していない。(1日当たりの総額の設定になっている。)

食費は利用者と施設の契約により設定するものであり、朝食、昼食、夕食に分けて設定することも可能である。特にショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、入所の期間も短いことから、原則として一食ごとに分けて設定する。

「ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）における食費の設定について」(H24.9.5付け 厚生労働省老健局事務連絡)

## 5 參考資料

○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例  
〔平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十三号〕

目次

- 第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第二条）
- 第二章 人員の基準（第三条）
- 第三章 設備の基準（第四条）
- 第四章 運営の基準（第五条―第四十一条）
- 第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営の基準
  - 第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十二条・第四十三条）
  - 第二節 設備の基準（第四十四条）
  - 第三節 運営の基準（第四十五条―第五十三条）

附則

第一章 趣旨及び基本方針

（趣旨）

**第一条** この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第八十六条第一項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の入所定員を定めるものとする。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準  
〔平成十一年三月三十一日号外厚生省令第三十九号〕

目次

- 第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第二条の二）
- 第二章 人員に関する基準（第二条）
- 第三章 設備に関する基準（第三条）
- 第四章 運営に関する基準（第四条―第三十七条）
- 第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
  - 第一節 この章の趣旨及び基本方針（第三十八条・第三十九条）
  - 第二節 設備に関する基準（第四十条）
  - 第三節 運営に関する基準（第四十一条―第四十九条）

附則

第一章 趣旨及び基本方針

（趣旨）

**第一条** 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第八十八条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条、第十四条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準
- 二 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条第一号ロ、第四十条第一号イ（3）（床面積に係る部分に限る。）及び附則第四条第一項（第三条第一号ロに係る部分に限る。）の規定による基準
- 三 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四条の二（第四十九条において準用する場合を含む。）、第十一条第四項及び第五項、第十三条第八項、第十九条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第三十条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十二条第六項及び第七項並びに第四十三条第九項の規定による基準
- 四 法第八十八条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

（基本方針）

- 第一条の二** 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居室における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようを目指すことを目指すものでなければならぬ。
- 2** 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。
- 3** 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（基本方針）

- 第二条** 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居室における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようを目指すことを目指すものでなければならぬ。
- 2** 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。
- 3** 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設（法第八条第二十四項の介護保険施設及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号の指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。



## 第二章 人員に関する基準

### (従業者の員数)

**第二条** 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果を効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

**イ** 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

**ロ** 看護職員の数は、次のとおりとすること。

- (1) 入所者の数が三十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、一以上
- (2) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

(4) 入所者の数が百三十を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

**四** 栄養士 一以上

**五** 機能訓練指導員 一以上

**六** 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

**2** 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

**3** 第一項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

**4** 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス事業の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第五百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第四十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

**5** 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならぬ。

**6** 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならぬ。

**7** 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならぬ。

**8** 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

**9** 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

**10** 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合は、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

## 第三章 設備に関する基準

## 第二章 人員の基準

### (従業者の員数)

**第三条** 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果を効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

**イ** 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

**ロ** 看護職員の数は、次のとおりとすること。

- (1) 入所者の数が三十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、一以上
- (2) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

(4) 入所者の数が百三十を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

**四** 栄養士 一以上

**五** 機能訓練指導員 一以上

**六** 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

**2** 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

**3** 第一項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

**4** 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第四十二条のユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス事業の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第五百五十八条のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第五十一条第二項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

**5** 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならぬ。

**6** 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならぬ。

**7** 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならぬ。

**8** 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

**9** 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

**10** 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第三十一条第四項のサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項の本体施設をいう。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合は、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

## 第三章 設備の基準

### (設備)

**第三条** 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

#### 一 居室

**イ** 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

**ロ** 入所者一人当たりの床面積は、十・六平方メートル以上とすること。

**ハ** ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

**ニ** 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

**三** 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

**四** 洗面設備

**イ** 居室のある階ごとに設けること。

**ロ** 要介護者が使用するのに適したものとすること。

#### 五 便所

**イ** 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

**ロ** ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

#### 六 医務室

**イ** 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

**ロ** 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

#### 七 食堂及び機能訓練室

**イ** それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる。同一の場所とすることができる。

**ロ** 必要な備品を備えること。

**ハ** 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

**九** 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

**2** 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

## 第四章 運営に関する基準

### (内容及び手続の説明及び同意)

**第四条** 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十三条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

**イ** 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

### (設備)

**第四条** 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

#### 一 居室

**イ** 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

**ロ** 入所者一人当たりの床面積は、十・六平方メートル以上とすること。

**ハ** ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

**ニ** 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

**三** 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。

**四** 洗面設備

**イ** 居室のある階ごとに設けること。

**ロ** 要介護者の使用に適したものとすること。

#### 五 便所

**イ** 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

**ロ** ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。

#### 六 医務室

**イ** 診療所（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項の診療所をいう。以下同じ。）とすること。

**ロ** 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

#### 七 食堂及び機能訓練室

**イ** それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる。同一の場所とすることができる。

**ロ** 必要な備品を備えること。

**ハ** 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

**九** 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

**2** 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

## 第四章 運営の基準

### (内容及び手続の説明及び同意)

**第五条** 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十七条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

**2** 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

**イ** 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

**ロ** 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合又は、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

**二** 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

**3** 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

**4** 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

**5** 指定介護老人福祉施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

**6** 前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けられない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

#### （提供拒否の禁止）

**第四条の二** 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

#### （サービス提供困難時の対応）

**第四条の三** 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

#### （受給資格等の確認）

**第五条** 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

#### （要介護認定の申請に係る援助）

**第六条** 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

#### （入退所）

**第七条** 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

**ロ** 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合又は、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

**二** 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

**3** 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

**4** 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

**5** 指定介護老人福祉施設は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

**6** 前項の承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該承諾を得た後に、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けられない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

#### （提供拒否の禁止）

**第六条** 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

#### （サービス提供困難時の対応）

**第七条** 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院（医療法第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。

#### （受給資格等の確認）

**第八条** 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

#### （要介護認定の申請に係る援助）

**第九条** 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

#### （入退所）

**第十条** 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

**2** 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

**4** 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

**5** 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

**6** 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

**7** 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### （サービス提供の記録）

**第八条** 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

#### （利用料等の受領）

**第九条** 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービス費をいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

**2** 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

**2** 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

**4** 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

**5** 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

**6** 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

**7** 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### （サービス提供の記録）

**第十一条** 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

#### （利用料等の受領）

**第十二条** 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービス費をいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

**2** 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同号の食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同号の居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

**六** 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

**4** 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

**5** 指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### (保険給付の請求のための証明書の交付)

**第十条** 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

#### (指定介護福祉施設サービス取扱方針)

**第十一条** 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

**2** 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいうように説明を行わなければならない。

**4** 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

**5** 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

**6** 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (施設サービス計画の作成)

**第十二条** 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

**2** 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

**3** 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

**4** 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行われなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

**5** 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

**六** 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

**4** 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

**5** 指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### (保険給付の請求のための証明書の交付)

**第十三条** 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

#### (指定介護福祉施設サービス取扱方針)

**第十四条** 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

**2** 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいうように説明を行わなければならない。

**4** 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

**5** 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

**6** 指定介護老人福祉施設は、その提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (施設サービス計画の作成)

**第十五条** 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

**2** 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

**3** 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

**4** 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行われなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

**5** 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

**6** 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービス提供に当たたる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

**7** 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならぬ。

**8** 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならぬ。

**9** 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

**10** 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われなければならない。

- 一 定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

**11** 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
  - 二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12** 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

#### （介護）

**第十三条** 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

**4** 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

**5** 指定介護老人福祉施設は、褥（じょく）瘡（そう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

**6** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

**7** 指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

**8** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

#### （食事）

**第十四条** 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

#### （相談及び援助）

**第十五条** 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

**6** 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービス提供に当たたる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

**7** 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならぬ。

**8** 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならぬ。

**9** 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

**10** 計画担当介護支援専門員は、前項の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われなければならない。

- 一 定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

**11** 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 一 入所者が要介護更新認定を受けた場合
- 二 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

**12** 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準用する。

#### （介護）

**第十六条** 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

**4** 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

**5** 指定介護老人福祉施設は、褥（じょく）瘡（そう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

**6** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

**7** 指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

**8** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

#### （食事）

**第十七条** 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

#### （相談及び援助）

**第十八条** 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

### (社会生活上の便宜の提供等)

**第十六条** 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

**4** 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

### (機能訓練)

**第十七条** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

### (健康管理)

**第十八条** 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

### (入所者の入院期間中の取扱い)

**第十九条** 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができなければならない。

### (入所者に関する市町村への通知)

**第二十条** 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

### (管理者による管理)

**第二十一条** 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設の職務に従事することができ

### (管理者の責務)

**第二十二条** 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者がこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

### (計画担当介護支援専門員の責務)

**第二十三条の二** 計画担当介護支援専門員は、第十二条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができないかどうかについて定期的に検討すること。

### (社会生活上の便宜の提供等)

**第十九条** 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、入所者からの要望を考慮し、入所者の嗜好に応じて趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供しなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、必要に応じ、入所者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

**4** 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

**5** 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

### (機能訓練)

**第二十条** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

### (健康管理)

**第二十一条** 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

### (入所者の入院期間中の取扱い)

**第二十二条** 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができなければならない。

### (入所者に関する市町村への通知)

**第二十三条** 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

### (管理者による管理)

**第二十四条** 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設の職務に従事することができ

### (管理者の責務)

**第二十五条** 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者がこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

### (計画担当介護支援専門員の責務)

**第二十六条** 計画担当介護支援専門員は、第十五条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができないかどうかについて定期的に検討すること。

**三** その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居室において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

**四** 入所者の退所に際し、居室サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

**五** 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

**六** 第三十三条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。

**七** 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

#### (運営規程)

**第二十三条** 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

#### (勤務体制の確保等)

**第二十四条** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならぬ。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。

#### (定員の遵守)

**第二十五条** 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### (非常災害対策)

**第二十六条** 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

**三** その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居室において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

**四** 入所者の退所に際し、居室サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

**五** 第十四条第五項の規定により身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

**六** 第三十七条第二項の規定により苦情の内容等を記録すること。

**七** 第三十九条第三項の規定により事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。

#### (運営規程)

**第二十七条** 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

#### (勤務体制の確保等)

**第二十八条** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならぬ。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

**4** 前項の研修には、入所者の尊厳を守り、入所者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、入所者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

#### (定員)

**第二十九条** 指定介護老人福祉施設の入所定員は、三十人以上とする。

**2** 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### (非常災害対策)

**第三十条** 指定介護老人福祉施設は、入所者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に職員に周知しなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、非常災害時における入所者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

**4** 指定介護老人福祉施設は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

#### (衛生管理等)



**第二十七条** 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

#### (協力病院等)

**第二十八条** 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

#### (掲示)

**第二十九条** 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

#### (秘密保持等)

**第三十条** 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

#### (広告)

**第三十一条** 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

#### (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

**第三十二条** 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

#### (苦情処理)

**第三十三条** 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

**第三十一条** 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

#### (協力病院等)

**第三十二条** 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

#### (掲示)

**第三十三条** 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

#### (秘密保持等)

**第三十四条** 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

#### (広告)

**第三十五条** 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

#### (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

**第三十六条** 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

#### (苦情処理)

**第三十七条** 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**4** 指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

**5** 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**6** 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

#### （地域との連携等）

**第三十四条** 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

#### （事故発生の防止及び発生時の対応）

**第三十五条** 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

**2** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

**4** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### （会計の区分）

**第三十六条** 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

#### （記録の整備）

**第三十七条** 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から**二年間**保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第八条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第二十条に規定する市町村への通知に係る記録

五 第三十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

**3** 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**4** 指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

**5** 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**6** 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

#### （地域との連携等）

**第三十八条** 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

#### （事故発生の防止及び発生時の対応）

**第三十九条** 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

**2** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

**3** 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

**4** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### （会計の区分）

**第四十条** 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

#### （記録の整備）

**第四十一条** 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

**2** 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から**五年間**保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第十四条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録

五 第三十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第三十九条第三項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

## 第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

### 第一節 この章の趣旨及び基本方針

#### (この章の趣旨)

**第三十八条** 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

#### (基本方針)

**第三十九条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

**2** ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### 第二節 設備に関する基準

#### (設備)

**第四十条** ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

#### 一 ユニット

##### イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

#### ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

#### ハ 洗面設備

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

#### ニ 便所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

三 医務室

## 第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営の基準

### 第一節 この章の趣旨及び基本方針

#### (この章の趣旨)

**第四十二条** 第二条、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営の基準については、この章に定めるところによる。

#### (基本方針)

**第四十三条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

**2** ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### 第二節 設備の基準

#### (設備)

**第四十四条** ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

#### 一 ユニット

##### イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

#### ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

#### ハ 洗面設備

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要介護者の使用に適したものとすること。

#### ニ 便所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。

二 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。

三 医務室

**イ** 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。  
**ロ** 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

**四** 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下においては一・八メートル以上）として差し支えない。

**五** 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

**2** 前項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

### 第三節 運営に関する基準

#### （利用料等の受領）

**第四十一条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

**2** ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

**3** ユニット型指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

**一** 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

**二** 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

**三** 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

**四** 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

**五** 理美容代

**六** 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

**4** 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

**5** ユニット型指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### （指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

**第四十二条** 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

**2** 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

**イ** 診療所とすること。

**ロ** 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

**四** 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下においては一・八メートル以上）として差し支えない。

**五** 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

**2** 前項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

### 第三節 運営の基準

#### （利用料等の受領）

**第四十五条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

**2** ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

**3** ユニット型指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

**一** 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同号の食費の負担限度額）を限度とする。）

**二** 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同号の居住費の負担限度額）を限度とする。）

**三** 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

**四** 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

**五** 理美容代

**六** 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

**4** 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

**5** ユニット型指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### （指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

**第四十六条** 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

**2** 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

### (介護)

- 第四十三条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれ役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体を清潔に維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会を提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥（じょく）瘡（そう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

### (食事)

- 第四十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

### (社会生活上の便宜の提供等)

- 第四十五条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好（し）好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、その提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

### (介護)

- 第四十七条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれ役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体を清潔に維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会を提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥（じょく）瘡（そう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

### (食事)

- 第四十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

### (社会生活上の便宜の提供等)

- 第四十九条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好（し）好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

#### (運営規程)

**第四十六条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

#### (勤務体制の確保等)

**第四十七条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

#### (定員の遵守)

**第四十八条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとに入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### (準用)

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、必要に応じ、入居者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

#### (運営規程)

**第五十条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他運営に関する重要事項

#### (勤務体制の確保等)

**第五十一条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

5 前項の研修には、入居者の尊厳を守り、入居者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができよう、入居者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

#### (定員)

**第五十二条** ユニット型指定介護老人福祉施設の入居定員は、三十人以上とする。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとに入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### (準用)

**第四十九条** 第四から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二條の二まで及び第二十六条から第三十七条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四條第一項中「第二十三條に規定する運営規程」とあるのは「第四十六條に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十七條第二項中「第八條第二項」とあるのは「第四十九條において準用する第八條第二項」と、第二十二條第二項及び第三十七條第二項第三号中「第十二條」とあるのは「第四十九條」と、第二十二條第二項第四号中「第二十條」とあるのは「第四十九條」と、第二十二條第二項第五号及び第三十七條第五号中「第三十三條第二項第七号及び第三十七條第二項第九号」と、第二十二條第二項第六号及び第三十七條第五号中「第三十三條第二項第九号」と読み替えるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

**第一条** この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

### (経過措置)

**第二条** 平成十七年三月三十一日までの間は、第二條第一項の規定を指定介護老人福祉施設であつて小規模生活単位型指定介護老人福祉施設若しくは一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設でないもの又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分に適用する場合には、同項第一号イ中「三」とあるのは、「四・一」とする。

**第三条** 平成十五年三月三十一日までの間は、第二條第一項第六号及び第九項並びに第十一條第一項の規定を適用する場合には、これらの規定中「介護支援専門員」とあるのは「介護支援専門員又は介護の提供に係る計画等の作成に経験のある生活相談員等」と、同條第二項の規定を適用する場合には「担当する介護支援専門員又は介護の提供に係る計画等の作成に経験のある生活相談員等」とする。

**第四条** この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十三條の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十五條の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。）について第三條第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

**2** この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであつて、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和六十二年厚生省令第十二号）附則第四條第二項（同令第四條の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）第二十三條の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合には、同項中「原則として四人」とあるのは、「八人」とする。

**第五条** この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物については、第三條第一項第七号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。

**第六条** 当分の間、第九條第一項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十三條第三項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。

**第五十三條** 第五から第十一条まで、第十三條、第十五條、第十八條、第二十條から第二十六條まで及び第三十條から第四十一條までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第五條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十一條第二項第二号中「第十一條第二項」とあるのは「第五十三條において準用する第十一條第二項」と、第二十六條中「第十五條」とあるのは「第五十三條において準用する第十六條」と、第二十六條第一号及び第四十一條第二号中「第十四條第五項」とあるのは「第四十六條第七項」と、第四十一條第六号及び第四十一條第二項第五号中「第五十三條」とあるのは「第四十六條第七項」と、第二十六條第六号及び第四十一條第二項第七号及び第四十一條第二項第九号中「第三十九條第三項」とあるのは「第五十三條において準用する第三十九條第三項」と読み替えるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

**第一条** この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

### (経過措置)

**第二条** 平成十二年四月一日において現に存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十三條の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十五條の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。）について第四條第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「一人」とすることができるとあるのは「原則として四人以下とすこと」と、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

**2** 平成十二年四月一日において現に存する特別養護老人ホームであつて、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和六十二年厚生省令第十二号）附則第四條第二項（同令第四條の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）第二十三條の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合には、同項中「原則として四人以下」とあるのは、「八人以下」とする。

**第三条** 平成十二年四月一日において現に存する特別養護老人ホームの建物については、第四條第一項第七号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。

**第四条** 第十二條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三條第三項の要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。

**第七条** 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十号）の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する一般病床に係るものに限る。以下この条及び附則第九条において同じ。又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少せしめるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場所とすることができるときは、同一の場所とすることができる。）に支障がない広さを確保することとする。

**第八条** 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少せしめるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設に供することを用いる。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することとする。

一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することとするときは、同一の場所とすることができること。

二 食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することとするときは、同一の場所とすることができること。

**第九条** 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少せしめるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設を開設しようとする場合において、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第三条第一項第八号及び第四十条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

**附 則**〔平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号抄〕

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則**〔平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号抄〕

（施行期日）

1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

**附 則**〔平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号抄〕

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律〔平成一三年一二月法律第一五三号〕の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

**附 則**〔平成一四年八月七日厚生労働省令第一〇四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**〔平成一五年三月一四日厚生労働省令第三〇号〕

（施行期日）

**第五十条** 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十号）の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項の病床に係るものに限る。以下この条及び附則第七条において同じ。又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少せしめるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六の軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場所とすることができるときは、同一の場所とすることができる。）に支障がない広さを確保することとする。

**第六十条** 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少せしめるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設に供することを用いる。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することとするときは、同一の場所とすることができること。

二 食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することとするときは、同一の場所とすることができること。

**第七十条** 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少せしめるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設を開設しようとする場合において、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第四条第一項第八号及び第四十条第一項第四号及び第四十四号第一項第四号の規定にかかわらず、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。



**第一条** この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

**第二条** 平成十五年三月三十一日においてこの省令による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第三条の規定の適用を受けて介護支援専門員を置かない指定介護老人福祉施設のうち入所定員が十九人以下のもの（以下「小規模施設」という。）については、平成十八年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第二十四条第二項の規定にかかわらず、新基準第十二条及び第二十二條の二第一号から第四号までに規定する業務を指定居宅介護支援事業者（当該小規模施設の開設者を除く。次項において同じ。）に委託することができる。

**2** 前項の規定の適用を受けて新基準第十二条及び第二十二條の二第一号から第四号までに規定する業務を指定居宅介護支援事業者に委託する小規模施設については、新基準第二条第一項第六号に規定する介護支援専門員を置かないことができる。

**3** 前項の規定の適用を受けて新基準第二条第一項第六号に規定する介護支援専門員を置かない小規模施設にあっては、当該小規模施設の従業者が新基準第二十二條の二第五号から第七号までに規定する業務を行うものとする。

**第三条** この省令の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十八條第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であつて、新基準第五章（第四十条第一号イ（3）及び同号ロ（2））を除外し、同号ロ（2）に規定する基準を満たすものについて、新基準第四十条第一号イ（3）の規定を適用する場合は、同号イ（3）中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

**2** この省令の施行の際現に法第四十八條第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であつて、新基準第五章に規定する基準を満たすものについて、新基準第四十条第一号ロ（2）の規定を適用する場合は、同号ロ（2）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

**第四条** この省令の施行の際現に法第四十八條第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定介護老人福祉施設であつてユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。

**2** この省令の施行の際現に法第四十八條第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であつて、新基準第二章及び第五章に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。

**附 則**〔平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号抄〕

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律〔平成一四年七月法律第九六号〕（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

**附 則**〔平成一七年九月七日厚生労働省令第一三九号抄〕

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

**(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)**

**第三条** この省令の施行の際現に指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第三条第一項の規定の適用を受けている指定介護老人福祉施設について、この省令による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護老人福祉施設新基準」という。）第四十条第一項第一号イ（3）（i）の規定を適用する場合は、同号イ（3）（i）中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

**第八条** 平成十五年四月一日において現に法第四十八條第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（同日後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、第五章（第四十四條第一項第一号ロ（2））を除外し、同号ロ（2）に規定する基準を満たすものについて、同号ロ（2）の規定を適用する場合は、同号ロ（2）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。



2 前項の規定にかかわらず、一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるものうち、当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設に入所することによりその所在する場所に変更したと認められる入所者であって、当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設に入所した際他の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）（当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものが入所しているものについては、当該入所者が当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設に継続して入所している間に限り、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

**(検討)**

**第十七条** 厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。）、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）、特別養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホームを除く。）及び地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）の整備の状況等を勘案し、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則**〔平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号抄〕

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)**

**第三条** 施行日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十八条第一項又は第二項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間における当該都道府県に係る第六条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新介護老人福祉施設基準」という。）第三条第一項第一号の規定の適用については、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

2 前項の条例の制定施行の際現に介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（当該条例の制定施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、新介護老人福祉施設基準第三十条第一項第一号イの規定を適用する場合は、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

**附 則**〔平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一〇号抄〕

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則**〔平成二四年三月一三日厚生労働省令第三〇号抄〕

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**第十条** この条例の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この条例の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、第四条第一項第一号イの規定を適用する場合は、同号イ中「一人」とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができるとあるのは、「四人以下とすること」とする。

**第十一条** 第四条第一項第一号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「二人」とあるのは、「四人以下」とする。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋） 〔平成十一年三月三十一日号外厚生省令第三十七号〕	○介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（抜 〔平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十二号〕
<b>目次</b>	<b>目次</b>
第一章 総則（第一条—第三条）	第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 訪問介護	第二章 訪問介護
第四節 運営に関する基準（第八条—第三十九条）	第四節 運営の基準（第九条—第四十二条）
<中略>	<中略>
第三章 訪問入浴介護	第三章 訪問入浴介護
第四節 運営に関する基準（第四十八条—第五十四条）	第四節 運営の基準（第五十二条—第五十九条）
<中略>	<中略>
第七章 通所介護	第七章 通所介護
第四節 運営に関する基準（第九十六条—第一百五十五条）	第四節 運営の基準（第一百三十三条—第一百四十条）
<中略>	<中略>
第九章 短期入所生活介護	第九章 短期入所生活介護
第一節 基本方針（第二十条）	第一節 基本方針（第四十七条）
第二節 人員に関する基準（第二十一条—第二十三条）	第二節 人員の基準（第四十八条—第五十一条）
第三節 設備に関する基準（第二十四条—第二十五条）	第三節 設備の基準（第五十条—第五十一条）
第四節 運営に関する基準（第二十六条—第二十八条）	第四節 運営の基準（第五十二条—第五十六条）
第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営の基準
第一款 この節の趣旨及び基本方針（第四十条の二・第四十条の三）	第一款 この節の趣旨及び基本方針（第六十九条・第七十条）
第二款 設備に関する基準（第四十条の四・第四十条の五）	第二款 設備の基準（第七十一条・第七十二条）
第三款 運営に関する基準（第四十条の六—第四十条の十三）	第三款 運営の基準（第七十三条—第八十一条）
第六節 削除	
第七節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十条の二十六—第四十条の三十二）	第六節 基準該当居宅サービスの基準（第八十二条—第八十八条）
<中略>	<中略>
第一章 総則	第一章 総則
(趣旨)	(趣旨)
<b>第一条</b> 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」とい う。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第 三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定によ る基準とする。	<b>第一条</b> この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項 第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービ スの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第七十条第二項第一号の規定に基づき、指定居 宅サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。
(定義)	(定義)
<b>第二条</b> この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	<b>第二条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業者を行う者をいう。	一 利用料 法第四十一条第一項の居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅 サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。	二 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号の規定する厚生労働大臣が定 める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるとき は、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。
三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価を いう。	
<b>四</b> 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定 める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるとき は、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。	

**五** 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

**六** 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。

**七** 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

#### (指定居宅サービスの事業の一般原則)

**第三条** 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

**2** 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第二章 訪問介護

### 第四節 運営に関する基準

<中略>

<中略>

#### (提供拒否の禁止)

**第九条** 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

#### (サービス提供困難時の対応)

**第十条** 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

#### (受給資格等の確認)

**第十一条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

**2** 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

#### (要介護認定の申請に係る援助)

**第十二条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

**三** 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

**四** 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

#### (指定居宅サービスの事業の一般原則)

**第三条** 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

**2** 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

#### (指定居宅サービス事業者の指定の要件)

**第四条** 指定居宅サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十一項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請者にあつては、この限りでない。

## 第二章 訪問介護

<中略>

<中略>

#### (提供拒否の禁止)

**第十条** 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

#### (サービス提供困難時の対応)

**第十一条** 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

#### (受給資格等の確認)

**第十二条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

**2** 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

#### (要介護認定の申請に係る援助)

**第十三条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

**2** 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

#### （心身の状況等の把握）

**第十三条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

＜中略＞

#### （法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

**第十五条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受け取ることができ旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

#### （居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

**第十六条** 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

＜中略＞

#### （サービスの提供の記録）

**第十九条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

**2** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

＜中略＞

#### （保険給付の請求のための証明書の交付）

**第二十一条** 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

＜中略＞

#### （利用者に関する市町村への通知）

**第二十六条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

**2** 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

#### （心身の状況等の把握）

**第十四条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

＜中略＞

#### （法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

**第十六条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（同条第一号ハ及びニの計画を含む。以下同じ。）の作成を居宅介護支援業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受け取ることができ旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

#### （居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

**第十七条** 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

＜中略＞

#### （サービスの提供の記録）

**第二十条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

**2** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

＜中略＞

#### （保険給付の請求のための証明書の交付）

**第二十二条** 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

＜中略＞

#### （利用者に関する市町村への通知）

**第二十七条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

**(揭示)**

**第三十二条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

**(秘密保持等)**

**第三十三条** 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

**2** 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

**3** 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

**(広告)**

**第三十四条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

**(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)**

**第三十五条** 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

**(苦情処理)**

**第三十六条** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

**3** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**4** 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

**5** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保健法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**6** 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

**(地域との連携)**

**第三十六条の二** 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

**(事故発生時の対応)**

**(揭示)**

**第三十四条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

**(秘密保持等)**

**第三十五条** 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

**2** 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

**3** 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

**(広告)**

**第三十六条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

**(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)**

**第三十七条** 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

**(苦情処理)**

**第三十八条** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

**3** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**4** 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

**5** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**6** 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

**(地域との連携)**

**第三十九条** 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

**(事故発生時の対応)**

<p><b>第四十条</b> 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>2</b> 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p><b>3</b> 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分) <b>第四十一条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p style="text-align: center;"><b>第三章 訪問入浴介護</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第四節 運営の基準</b></p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p>(管理者の責務) <b>第五十六条</b> 指定訪問入浴介護事業者の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p><b>2</b> 指定訪問入浴介護事業者の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者はこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p style="text-align: center;"><b>第七章 通所介護</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第四節 運営の基準</b></p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p>(勤務体制の確保等) <b>第一百八条</b> 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定通所介護事業ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p><b>2</b> 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p><b>3</b> 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p style="text-align: center;">(非常災害対策)</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>

<p><b>第三十七条</b> 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>2</b> 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p><b>3</b> 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分) <b>第三十八条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p style="text-align: center;"><b>第三章 訪問入浴介護</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第四節 運営に関する基準</b></p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p>(管理者の責務) <b>第五十二条</b> 指定訪問入浴介護事業者の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p><b>2</b> 指定訪問入浴介護事業者の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者がこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p style="text-align: center;"><b>第七章 通所介護</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第四節 運営に関する基準</b></p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p>(勤務体制の確保等) <b>第一百一条</b> 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p><b>2</b> 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p><b>3</b> 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p style="text-align: center;">(非常災害対策)</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>



**第百三条** 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、救出その他必要な及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に従業者に固知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

#### (衛生管理等)

**第百四条** 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### <中略>

## 第九章 短期入所生活介護

### 第一節 基本方針

#### (基本方針)

**第百二十条** 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

#### (従業者の員数)

**第百二十一条** 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たるとする従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第百二十八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十八条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所においては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる。であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 一人以上
- 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上
- 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上
- 四 栄養士 一人以上

**第百十条** 指定通所介護事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知しなければならない。

**2** 指定通所介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

**3** 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

**4** 指定通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

#### (衛生管理等)

**第百十一条** 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### <中略>

## 第九章 短期入所生活介護

### 第一節 基本方針

#### (基本方針)

**第百四十七条** 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

### 第二節 人員の基準

#### (従業者の員数)

**第百四十八条** 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たるとする従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項の指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第百二十八条の指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百六十五条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所においては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる。の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 一人以上
- 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上
- 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上
- 四 栄養士 一人以上

五 機能訓練指導員 一人以上

六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの（置べき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。）

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合には、この限りでない。

6 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第二百二十九条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### （管理者）

**第二百十二条** 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第三節 設備に関する基準

#### （利用定員等）

**第二百三条** 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第二百一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合には、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第四十条の四に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、これらの利用定員の総数が二十人以上である場合には、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第三百十一条第一項及び第二項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### （設備及び備品等）

五 機能訓練指導員 一人以上

六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の五の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの（置べき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。）

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四の養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、当該特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合には、この限りでない。

6 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第三百三十条第一項から第六項までに規定する人員の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### （管理者）

**第二百九条** 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第三節 設備の基準

#### （利用定員等）

**第五十条** 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第四百八条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合には、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第七十一条のユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、これらの利用定員の総数が二十人以上である場合には、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第三百三十二条第一項及び第二項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### （設備及び備品等）

**第二百二十四条** 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

**イ** 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第四十条において準用する第三百三条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

**ロ** 第四十条において準用する第三百三条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

**ハ** 火災時における避難、消火等の協力を得ることができよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

**2** 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

**3** 指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

一	居室
二	食堂
三	機能訓練室
四	浴室
五	便所
六	洗面設備
七	医務室
八	静養室
九	面談室
十	介護職員室
十一	看護職員室
十二	調理室
十三	洗濯室又は洗濯場
十四	汚物処理室
十五	介護材料室

**4** 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

**第二百五十一条** 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二の耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三の準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

**イ** 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第六十八条において準用する第一百一条第一項の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

**ロ** 第六十八条において準用する第一百一条第二項の訓練については、同条第一項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

**ハ** 火災時における避難、消火等の協力を得ることができよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

**2** 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、当該指定短期入所生活介護事業所の建物は耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び消防機関への通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、火災の際の円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置する人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

**3** 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

一	居室
二	食堂
三	機能訓練室
四	浴室
五	便所
六	洗面設備
七	医務室
八	静養室
九	面談室
十	介護職員室
十一	看護職員室
十二	調理室
十三	洗濯室又は洗濯場
十四	汚物処理室
十五	介護材料室

**4** 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

**5** 第二百一十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することであるものとする。

**6** 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
- イ** 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- ロ** 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
- ハ** 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
- 二 食堂及び機能訓練室
- イ** 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- ロ** イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- 三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- 四** 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- 五** 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

**7** 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

- 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 三 階段の傾斜を緩やかにすること。
- 四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 五 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

**8** 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サ―ビス等基準第三百三十二条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (内容及び手続の説明及び同意)

**第二百五条** 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三百七条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスを選択し資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならぬ。

**2** 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

##### (指定短期入所生活介護の開始及び終了)

**第二十六条** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居室において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

**5** 第四百八十八条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することであるものとする。

**6** 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
- イ** 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- ロ** 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
- ハ** 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
- 二 食堂及び機能訓練室
- イ** 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- ロ** イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することでき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- 三 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。
- 四** 便所 要介護者の使用に適したものとすること。
- 五** 洗面設備 要介護者の使用に適したものとすること。

**7** 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

**二** 前号の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サ―ビス基準第三百三十二条第一項の指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に併設する指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅については、当該併設する指定地域密着型介護老人福祉施設の廊下の幅以上とすることであること。

- 三 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 四 階段の傾斜を緩やかにすること。
- 五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 六 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

**8** 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サ―ビス等基準第三百三十三条第一項から第七項までに規定する設備の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営の基準

##### (内容及び手続の説明及び同意)

**第五十二条** 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第六十四条の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスを選択し資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならぬ。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

**2** 第九条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

##### (指定短期入所生活介護の開始及び終了)

**第五十三条** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居室において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

#### (利用料等の受領)

**第二百七条** 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービスの額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、文書によるものとする。

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### (指定短期入所生活介護の取扱方針)

**第二百二十八条** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

#### (利用料等の受領)

**第二百五十四条** 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービスの額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条の食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条の居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、文書によるものとする。

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### (指定短期入所生活介護の取扱方針)

**第二百五十五条** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項の短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

**6** 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (短期入所生活介護計画の作成)

**第二百九条** 指定短期入所生活介護事業者の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

**2** 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

**3** 指定短期入所生活介護事業者の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

**4** 指定短期入所生活介護事業者の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

#### (介護)

**第三十条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

**2** 指定短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

**3** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

**4** 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

**5** 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

**6** 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

**7** 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業者の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

#### (食事)

**第三十一条** 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

**2** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

#### (機能訓練)

**第三十二条** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

#### (健康管理)

**第三十三条** 指定短期入所生活介護事業者の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

#### (相談及び援助)

**第三十四条** 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

**6** 指定短期入所生活介護事業者は、その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

**7** 指定短期入所生活介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるよう配慮しなければならない。

#### (短期入所生活介護計画の作成)

**第五十六条** 指定短期入所生活介護事業者の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

**2** 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

**3** 指定短期入所生活介護事業者の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

**4** 指定短期入所生活介護事業者の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

#### (介護)

**第五十七条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

**2** 指定短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

**3** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

**4** 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

**5** 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

**6** 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

**7** 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業者の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

#### (食事)

**第五十八条** 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

**2** 指定短期入所生活介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

**3** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

#### (機能訓練)

**第五十九条** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

#### (健康管理)

**第六十条** 指定短期入所生活介護事業者の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

#### (相談及び援助)

**第六十一条** 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

### (その他のサービスの提供)

**第三百十五条** 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備える(ほか、適宜利用者のためのレクリエーション)を行わなければならない。

**2** 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

### (緊急時等の対応)

**第三百十六条** 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

### (運営規程)

**第三百十七条** 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員(第二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)
- 四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たったての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

### (定員の遵守)

**第三百十八条** 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 第二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所においては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

### (地域等との連携)

**第三百十九条** 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

### (記録の整備)

**第三百十九条の二** 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

**2** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 短期入所生活介護計画
- 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第二十八条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

### (その他のサービスの提供)

**第百六十二条** 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備える(ほか、利用者からの要望を考慮し、利用者の嗜(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供しなければならない)。

**2** 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

### (緊急時等の対応)

**第百六十三条** 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

### (運営規程)

**第百六十四条** 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員(第四十八条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)
- 四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たったての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

### (定員の遵守)

**第百六十五条** 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 第四十八条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

### (地域等との連携)

**第百六十六条** 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

### (記録の整備)

**第百六十七条** 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

**2** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 短期入所生活介護計画
- 二 次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第五十五条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第四十条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

**第百四十条** 第九条から第十三条まで、第十五条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十八条まで、第五十二条、第五十一条及び第四百一条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第四百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

## 第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

### 第一款 この節の趣旨及び基本方針

#### （この節の趣旨）

**第百四十条の二** 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であつて、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

#### （基本方針）

**第百四十条の三** ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したもとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

## 第二款 設備に関する基準

### （設備及び備品等）

**第百四十条の四** ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

- 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
  - 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署又は消防署長と相談の上、第百四十条の十三において準用する第百四十条において準用する第百三条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
  - 第百四十条の十三において準用する第百四十条において準用する第百三条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
  - 火災時における避難、消火等の協力を得ることができよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

**第百六十八条** 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二条、第二十七条、第三十四条から第四十一条まで、第五十六条、第八十条及び第一百一十一条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第八十条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

## 第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営の基準

### 第一款 この節の趣旨及び基本方針

#### （この節の趣旨）

**第百六十九条** 第一節及び前二節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であつて、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営の基準については、この節に定めるところによる。

#### （基本方針）

**第百七十条** ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したもとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

## 第二款 設備の基準

### （設備及び備品等）

**第百七十一条** ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

- 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
  - 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署又は消防署長と相談の上、第百八十一条において準用する第百六十八条において準用する第百十条第一項の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
  - 第百八十一条において準用する第百六十八条において準用する第百十条第二項の訓練については、同条第一項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
  - 火災時における避難、消火等の協力を得ることができよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災時における利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所は耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

- スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び消防機関への通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。



三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

- 一 ユニット
- 二 浴室
- 三 医務室
- 四 調理室
- 五 洗濯室又は洗濯場
- 六 汚物処理室
- 七 介護材料室

4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することとする。

6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 ユニット
- イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準第百五十一条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第百四十条の十二において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したもののについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、火災の際の円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置する人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

- 一 ユニット
- 二 浴室
- 三 医務室
- 四 調理室
- 五 洗濯室又は洗濯場
- 六 汚物処理室
- 七 介護材料室

4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第四十八条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条のユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することとする。

6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 ユニット
- イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準第百五十一条の事業所において一体的に運営されている場合は、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第百八十条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したもののについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

## ハ 洗面設備

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

## 二 便所

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

## 二 浴室

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

## 7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下以上（中廊下において、一・八メートル以上）として差し支えない。

## 二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

階段の傾斜を緩やかにすること。

## 三 消火設備

その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

## 四 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第百五十三条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## (準用)

**第四百十条の五** 第二百三十三条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

## 第三款 運営に関する基準

### (利用料等の受領)

**第四百十条の六** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

## ハ 洗面設備

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者の使用に適したものとすること。

## 二 便所

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者の使用に適したものとすること。

## 二 浴室

要介護者の入浴に適したものとすること。

## 7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下以上（中廊下において、一・八メートル以上）として差し支えない。

二 前号の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設するユニット型指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅については、当該併設する指定地域密着型介護老人福祉施設の廊下の幅以上とすることと足りること。

## 三 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

階段の傾斜を緩やかにすること。

## 四 消火設備

その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

## 五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第百五十四条第一項から第七項までに規定する設備の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## (準用)

**第七十二条** 第七十条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

## 第三款 運営の基準

### (利用料等の受領)

**第七十三条** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

**四** 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用  
**五** 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）  
**六** 理美容代

**七** 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

**4** 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

**5** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### （指定短期入所生活介護の取扱方針）

**第四十条の七** 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

**2** 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

**3** 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

**4** 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

**5** ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうに説明を行わなければならない。

**6** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

**7** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

**8** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### （介護）

**第四十条の八** 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

**2** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

**3** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

**4** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

**5** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

**6** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

**四** 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

**五** 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

**六** 理美容代

**七** 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

**4** 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

**5** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### （指定短期入所生活介護の取扱方針）

**第七十四条** 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

**2** 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

**3** 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

**4** 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

**5** ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうに説明を行わなければならない。

**6** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

**7** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

**8** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

**9** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるよう配慮しなければならない。

#### （介護）

**第七十五条** 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

**2** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

**3** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

**4** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

**5** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

**6** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

- 7 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならぬ。
- 8 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

#### (食事)

**第四十条の九** ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

#### (その他のサービスの提供)

**第四十条の十** ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

#### (運営規程)

**第四十条の十一** ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員(第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニッツ型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- 四 ユニッツの数及びユニッツごとごとの利用定員(第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニッツ型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- 五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の送迎の実施地域
- 七 サービス利用に当たった際の留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

#### (勤務体制の確保等)

**第四十条の十一の二** ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニッツ型指定短期入所生活介護を提供できよう、ユニッツ型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニッツごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、ユニッツごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニッツごとに、常勤のユニッツリーダーを配置すること。
- 3 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、ユニッツ型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者によってユニッツ型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

7 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならぬ。

8 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

#### (食事)

**第七十六条** ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

3 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

4 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができよう必要な時間を確保しなければならない。

5 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

#### (その他のサービスの提供)

**第七十七条** ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

#### (運営規程)

**第七十八条** ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員(第百四十八条第二項の規定の適用を受けるユニッツ型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- 四 ユニッツの数及びユニッツごとごとの利用定員(第百四十八条第二項の規定の適用を受けるユニッツ型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- 五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の送迎の実施地域
- 七 サービス利用に当たった際の留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

#### (勤務体制の確保等)

**第七十九条** ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニッツ型指定短期入所生活介護を提供できよう、ユニッツ型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員の配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニッツごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、ユニッツごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニッツごとに、常勤のユニッツリーダーを配置すること。
- 3 ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者は、ユニッツ型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニッツ型指定短期入所生活介護事業者によってユニッツ型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニッツト型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

#### (定員の遵守)

**第四百十条の十二** ユニッツト型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 第四百二一条第二項の規定の適用を受けるユニッツト型特別養護老人ホームであるユニッツト型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニッツト型特別養護老人ホームのユニッツトごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

二 前号に該当しないユニッツト型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニッツトごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

#### (準用)

**第四百十条の十三** 第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十九条、第三百二条から第三百四条まで、第三百六条及び第三百九条から第三百四十条（第百一条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニッツト型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百五条第一項中「第三百七条に規定する運営規程」とあるのは「第四百十条の十三において準用する第四百十条、第四百九条の第二項第二号中「次条」とあるのは「第四百十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百十条の十三において準用する第四百十条」と読み替えるものとする。

**第六節** 削除〔平成二三年八月厚労令一〇六号〕

**第四百十条の十四**から**第四百十条の二十五**まで 削除〔平成二三年八月厚労令一〇六号〕

#### 第七節 基準該当居宅サービスに関する基準

##### (指定通所介護事業所等との併設)

**第四百十条の二十六** 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

##### (従業者の員数)

**第四百十条の二十七** 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる。利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 生活相談員 一人以上
- 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防生活介護（指定介護予防サービス等基準第七十九条に規定する基準該当介護予防生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第四百十条の二十九において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一人以上

三 栄養士 一人以上

四 機能訓練指導員 一人以上

4 ユニッツト型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

5 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

#### (定員の遵守)

**第四百十条** ユニッツト型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 第四百四十八条第二項の規定の適用を受けるユニッツト型特別養護老人ホームであるユニッツト型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニッツト型特別養護老人ホームのユニッツトごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

二 前号に該当しないユニッツト型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニッツトごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

#### (準用)

**第四百十一条** 第二百五十二条、第五十三條、第五十六條、第五十九條から第六十一条まで、第六十三條及び第六十六條から第六十八條（第百八條の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニッツト型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十二條第一項中「第六十四條の運営規程」とあるのは「第七十八條の重要事項に関する規程」と、第六十七條第二項第二号中「次条」とあるのは「第八十一条において準用する第六十八條」と、同項第三号中「第五十五條第五項」とあるのは「第七十四條第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第八十一条において準用する第六十八條」と読み替えるものとする。

#### 第六節 基準該当居宅サービスの基準

##### (指定通所介護事業所等との併設)

**第八十二条** 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項の指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

##### (従業者の員数)

**第八十三条** 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる。利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 生活相談員 一人以上
- 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防生活介護（指定介護予防サービス等基準第七十九条の基準該当介護予防生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第八十五条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一人以上

三 栄養士 一人以上

四 機能訓練指導員 一人以上

**五** 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数  
**2** 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

**3** 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

**4** 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護従業者等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

**5** 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準第百八十条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (管理者)

**第四十条の二十八** 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

#### (利用定員等)

**第四十条の二十九** 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

**2** 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十二条第一項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (設備及び備品等)

**第四十条の三十** 基準該当短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

一 居室  
二 食堂  
三 機能訓練室  
四 浴室  
五 便所  
六 洗面所  
七 静養室  
八 面接室  
九 介護職員室

**2** 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

**イ** 一の居室の定員は、四人以下とすること。

**ロ** 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。

**ハ** 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室

**イ** 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

**五** 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数

**2** 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

**3** 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

**4** 基準該当短期入所生活介護事業者は、指定通所介護従業者等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

**5** 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等条例第百六十七条第一項から第四項までに規定する人員の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (管理者)

**第八十四条** 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

#### (利用定員等)

**第八十五条** 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

**2** 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第百六十二条第一項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (設備及び備品等)

**第八十六条** 基準該当短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができ

一 居室  
二 食堂  
三 機能訓練室  
四 浴室  
五 便所  
六 洗面所  
七 静養室  
八 面接室  
九 介護職員室

**2** 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

**イ** 一の居室の定員は、四人以下とすること。

**ロ** 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。

**ハ** 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室

**イ** 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

口 イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合において、同一の場所とすることができる。

三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第百八十三条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (指定通所介護事業所等との連携)

第百四十条の三十一 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

#### (準用)

第百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第三十一条、第四十条、第四十一条、第四十二条並びに第四節(第百二十二条第一項及び第百四十一条を除く。 )の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十一条中「内容、当該指定訪問介護については「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当する居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前二項」と、第百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

＜後略＞

口 イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができる。かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる。同一の場所とすることはできない。

三 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

四 便所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

五 洗面所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等条例第百七十条第一項から第三項までに規定する設備の基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (指定通所介護事業所等との連携)

第百八十七条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

#### (準用)

第百八十八条 第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第三十七条まで、第三十八条(第五項及び第六項を除く。)、第三十九条から第四十一条まで、第五十二条、第六十条、第六十一条、第六十二条並びに第四節(第百五十四條第一項及び第百六十一条を除く。 )の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条中「内容、当該指定訪問介護については「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当する居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百八条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百五十四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前二項」と、第百六十条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

＜後略＞

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（抜粋）  
〔平成十八年三月十四日号外厚生労働省令第三十五号〕

目次

第一章 総則（第一条—第三条）  
第二章 介護予防訪問介護  
    < 中略 >  
第四節 運営に関する基準（第八条—第三十七条）  
    < 中略 >  
第三章 介護予防訪問入浴介護  
    < 中略 >  
第四節 運営に関する基準（第五十条—第五十五条）  
    < 中略 >  
第七章 介護予防通所介護  
    < 中略 >  
第四節 運営に関する基準（第一百条—第一百七条）  
    < 中略 >  
第九章 介護予防短期入所生活介護  
第一節 基本方針（第二百二十八条）  
第二節 人員に関する基準（第二百二十九条・第三百十条）  
第三節 設備に関する基準（第三百一条・第三十二条）  
第四節 運営に関する基準（第三百三条—第四十二条）  
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第四十三条—第五十条）  
第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
第一款 この節の趣旨及び基本方針（第五十一条・第五十二条）  
第二款 設備に関する基準（第五十三条・第五十四条）  
第三款 運営に関する基準（第五十五条—第五十九条）  
第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第六十条—第六十四条）  
第七節 削除  
第八節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第七十九条—第八十五条）  
    < 中略 >

第一章 総則

(趣旨)

第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第五十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める基準とする。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業者を行う者をいう。

二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（抜粋）  
〔平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十五号〕

目次

第一章 総則（第一条—第四条）  
第二章 介護予防訪問介護  
    < 中略 >  
第四節 運営の基準（第九条—第三十九条）  
    < 中略 >  
第三章 介護予防訪問入浴介護  
    < 中略 >  
第四節 運営の基準（第五十二条—第五十七条）  
    < 中略 >  
第七章 介護予防通所介護  
    < 中略 >  
第四節 運営の基準（第一百条—第一百八条）  
    < 中略 >  
第九章 介護予防短期入所生活介護  
第一節 基本方針（第二百二十九条）  
第二節 人員の基準（第三十条・第三十一条）  
第三節 設備の基準（第三十二条・第三十三条）  
第四節 運営の基準（第三十四条—第四十三条）  
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第四十四条—第五十一条）  
第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準  
第一款 この節の趣旨及び基本方針（第五十二条・第五十三条）  
第二款 設備の基準（第五十四条・第五十五条）  
第三款 運営の基準（第五十六条—第六十条）  
第四款 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第六十一条—第六十五条）  
第七節 基準該当介護予防サービスの基準（第六十六条—第七十二条）  
    < 中略 >

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第一項第二号並びに第五十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準を定めるとともに、法第五十五条の二第二項第一号の規定に基づき、指定介護予防サービスの事業者の指定の要件を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。



**三** 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

**四** 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。

**五** 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。

**六** 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。

**七** 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延長時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

#### (指定介護予防サービスの事業の一般原則)

**第三条** 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

**2** 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第二章 介護予防訪問介護

＜中略＞

### 第四節 運営に関する基準

#### (内容及び手続の説明及び同意)

**第八条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスを選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

一 利用料 法第五十三条第一項の介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

**二** 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。

**三** 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。

**四** 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延長時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

#### (指定介護予防サービスの事業の一般原則)

**第三条** 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

**2** 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提する者との連携に努めなければならない。

#### (指定介護予防サービスの事業者の指定の要件)

**第四条** 指定介護予防サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二十一条の薬局をいう。以下同じ。）により行われる介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請者であつては、この限りでない。

## 第二章 介護予防訪問介護

＜中略＞

### 第四節 運営の基準

#### (内容及び手続の説明及び同意)

**第九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十七条の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスを選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

□ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法）による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

#### （提供拒否の禁止）

**第九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

#### （サービス提供困難時の対応）

**第十条** 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業者の通常の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

#### （受給資格等の確認）

**第十一条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第十五条の三第二項の規定により認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

#### （要支援認定の申請に係る援助）

**第十二条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

#### （心身の状況等の把握）

□ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法）による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該承諾を得た後に、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

#### （提供拒否の禁止）

**第十条** 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

#### （サービス提供困難時の対応）

**第十一条** 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業者の通常の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

#### （受給資格等の確認）

**第十二条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

#### （要支援認定の申請に係る援助）

**第十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

#### （心身の状況等の把握）

**第十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

＜中略＞

#### （介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

**第十五条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ることで、介護予防サービス費の支給を受けること等ができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

#### （介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

**第十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

＜中略＞

#### （サービスの提供の記録）

**第十九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

＜中略＞

#### （保険給付の請求のための証明書の交付）

**第二十一条** 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

＜中略＞

#### （利用者に関する市町村への通知）

**第二十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったとき
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（揭示）

**第十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

＜中略＞

#### （介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

**第十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（同条第一号ハ及びニの計画を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ることで、介護予防サービス費の支給を受けること等ができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

#### （介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

**第十七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

＜中略＞

#### （サービスの提供の記録）

**第二十条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

＜中略＞

#### （保険給付の請求のための証明書の交付）

**第二十二条** 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

＜中略＞

#### （利用者に関する市町村への通知）

**第二十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったとき
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

＜中略＞

（揭示）

**第三十条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

#### (秘密保持等)

**第三十一条** 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

**3** 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

#### (広告)

**第三十二条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

#### (介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

**第三十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスの利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

#### (苦情処理)

**第三十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

**3** 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者及びその家族から苦情に迅速かつ適切に対応する場合は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に際し、及び利用者からの苦情に関する市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**4** 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

**5** 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**6** 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

#### (地域との連携)

**第三十四条の二** 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

#### (事故発生時の対応)

**第三十五条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

**第三十一条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十七条の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

#### (秘密保持等)

**第三十二条** 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

**3** 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

#### (広告)

**第三十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

#### (介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

**第三十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスの利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

#### (苦情処理)

**第三十五条** 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

**3** 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者及びその家族から苦情に迅速かつ適切に対応する場合は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に際し、及び利用者からの苦情に関する市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**4** 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

**5** 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**6** 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

#### (地域との連携)

**第三十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

#### (事故発生時の対応)

**第三十七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (会計の区分)

**第三十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

<中略>

### 第三章 介護予防訪問入浴介護

#### 第四節 運営に関する基準

<中略>

<中略>

#### (管理者の責務)

**第五十二条** 指定介護予防訪問入浴介護事業者の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業員の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業員にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

<中略>

### 第七章 介護予防通所介護

#### 第四節 運営に関する基準

<中略>

<中略>

#### (勤務体制の確保等)

**第二百二条** 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるように、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業員によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

<中略>

#### (非常災害対策)

**第二百四条** 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (会計の区分)

**第三十八条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

<中略>

### 第三章 介護予防訪問入浴介護

#### 第四節 運営の基準

<中略>

<中略>

#### (管理者の責務)

**第五十四条** 指定介護予防訪問入浴介護事業者の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業員の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業員にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

<中略>

### 第七章 介護予防通所介護

#### 第四節 運営の基準

<中略>

<中略>

#### (勤務体制の確保等)

**第二百三条** 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供することができるように、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業員によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

<中略>

#### (非常災害対策)

**第二百五条** 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知しなければならない。

**2** 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

**3** 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

**4** 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

#### (衛生管理等)

**第百六条** 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### <中略>

## 第九章 介護予防短期入所生活介護

### 第一節 基本方針

**第百二十九条** 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第二節 人員の基準

#### (従業者の員数)

**第百三十条** 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たるとする従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることのできる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居室サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護（指定居室サービス）の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百四十条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することのできる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

- |   |  |                                 |
|---|--|---------------------------------|
| 一 | 医師                                     | 一人以上                            |
| 二 | 生活相談員                                  | 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上 |
| 三 | 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） | 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上 |
| 四 | 栄養士                                    | 一人以上                            |
| 五 | 機能訓練指導員                                | 一人以上                            |
| 六 | 調理員その他の従業者                             | 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数   |

#### (衛生管理等)

**第百五条** 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### <中略>

## 第九章 介護予防短期入所生活介護

### 第一節 基本方針

**第百二十八条** 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

#### (従業者の員数)

**第百二十九条** 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たるとする従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることのできる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居室サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護（指定居室サービス）の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十九条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することのできる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

- |   |  |                                 |
|---|--|---------------------------------|
| 一 | 医師                                     | 一人以上                            |
| 二 | 生活相談員                                  | 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上 |
| 三 | 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） | 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上 |
| 四 | 栄養士                                    | 一人以上                            |
| 五 | 機能訓練指導員                                | 一人以上                            |
| 六 | 調理員その他の従業者                             | 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数   |

**2** 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものにつき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

**3** 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

**4** 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和三十一年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

**5** 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならぬ。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合には、この限りでない。

**6** 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

**7** 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十一条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### （管理者）

**第百三十条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第三節 設備に関する基準

#### （利用定員等）

**第百三十一条** 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第百二十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合には、この限りでない。

**2** 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第百五十三条に規定するユニット型指定介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合には、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

**3** 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百二十三条第一項及び第二項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

**2** 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）第二十条の五の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものにつき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

**3** 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

**4** 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四の養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

**5** 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならぬ。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合には、この限りでない。

**6** 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

**7** 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第百四十八条第一項から第六項までに規定する人員の基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### （管理者）

**第百三十一条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第三節 設備の基準

#### （利用定員等）

**第百三十二条** 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第百三十条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合には、この限りでない。

**2** 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第百五十四条のユニット型指定介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合には、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

**3** 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第百五十条第一項及び第二項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### （設備及び備品等）

### （設備及び備品等）

**第三百二十二条** 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

**イ** 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第四百二条において準用する第四百四条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

**ロ** 第四百二条において準用する第四百四条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従

い、昼間及び夜間に行うこと。

**ハ** 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

**2** 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が、火災予防、消火活動等に関する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

**3** 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提

一 居室  
二 食堂  
三 機能訓練室  
四 浴室  
五 便所  
六 洗面設備  
七 医務室  
八 静養室  
九 面談室  
十 介護職員室  
十一 看護職員室  
十二 調理室  
十三 洗濯室又は洗濯場  
十四 汚物処理室  
十五 介護材料室

**第三百十三条** 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二の耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三の準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

**イ** 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第四百三条において準用する第四百五条第一項の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

**ロ** 第四百三条において準用する第四百五条第二項の訓練については、同条第一項の計画に従い、昼間及び夜間に行うこと。

**ハ** 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

**2** 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災時における利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物は耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び消防機関への通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、火災の際の円滑な避難が可能なる構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置する人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

**3** 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提

一 居室  
二 食堂  
三 機能訓練室  
四 浴室  
五 便所  
六 洗面設備  
七 医務室  
八 静養室  
九 面談室  
十 介護職員室  
十一 看護職員室  
十二 調理室  
十三 洗濯室又は洗濯場  
十四 汚物処理室  
十五 介護材料室



**4** 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

**5** 第二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することと足りるものとする。

**6** 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

**一** 居室

**イ** 一の居室の定員は、四人以下とすること。

**ロ** 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

**ハ** 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

**二** 食堂及び機能訓練室

**イ** 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

**ロ** イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

**三** 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

**四** 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。

**五** 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。

**7** 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

**一** 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

**二** 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

**三** 階段の傾斜を緩やかにすること。

**四** 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

**五** 居室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

**8** 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居室サービス等基準第二百二十四条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

##### （内容及び手続の説明及び同意）

**第三十三条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十八条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

**2** 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

##### （指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了）

**4** 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

**5** 第三十条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することと足りるものとする。

**6** 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

**一** 居室

**イ** 一の居室の定員は、四人以下とすること。

**ロ** 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

**ハ** 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

**二** 食堂及び機能訓練室

**イ** 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

**ロ** イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

**三** 浴室 要支援者の入浴に適したものとすること。

**四** 便所 要支援者の使用に適したものとすること。

**五** 洗面設備 要支援者の使用に適したものとすること。

**7** 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

**一** 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

**二** 前号の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第三百十條第一項の指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に併設する指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅については、当該併設する指定地域密着型介護老人福祉施設の廊下の幅以上とすることと足りること。

**三** 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

**四** 階段の傾斜を緩やかにすること。

**五** 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

**六** 居室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

**8** 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居室サービス等基準第二百五十一条第一項から第七項までに規定する設備の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営の基準

##### （内容及び手続の説明及び同意）

**第三十四条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十九条の重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、できる限り書面により得るものとする。

**2** 第九条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

##### （指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了）

**第三百三十四条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

**2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できよう必要な援助に努めなければならない。

#### (利用料等の受領)

**第三百三十五条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

**2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

**3** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

**一** 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号の規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

**二** 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

**三** 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

**四** 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

**五** 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

**六** 理美容代

**七** 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

**4** 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

**5** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### (身体的拘束等の禁止)

**第三百三十六条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

**2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

#### (緊急時等の対応)

**第三百三十五条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

**2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できよう必要な援助に努めなければならない。

#### (利用料等の受領)

**第三百三十六条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

**2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

**3** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

**一** 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同号の食費の負担限度額）を限度とする。）

**二** 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号の滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同号の滞在費の負担限度額）を限度とする。）

**三** 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

**四** 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

**五** 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

**六** 理美容代

**七** 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

**4** 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

**5** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### (身体的拘束等の禁止)

**第三百三十七条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

**2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

#### (緊急時等の対応)

**第三百三十七条** 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### (運営規程)

**第三百三十八条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員（第二百二十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- 四 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

#### (定員の遵守)

**第三百三十九条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 第二百二十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

#### (地域等との連携)

**第四百十条** 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

#### (記録の整備)

**第四百十一条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

**2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

- 一 介護予防短期入所生活介護計画
- 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第三百三十六条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### (準用)

**第四百十二条** 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十六条まで、第五十二条、第二百二条、第二百四条及び第二百五条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第三十二条」と、第三十一条中「第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、第三十二条第三項及び第三十三条と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二条第三項及び第四百四条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

**第三百三十八条** 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

#### (運営規程)

**第三百三十九条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員（第二百三十条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- 四 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

#### (定員の遵守)

**第四百十条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 第二百三十条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

#### (地域等との連携)

**第四百十一条** 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めなければならない。

#### (記録の整備)

**第四百十二条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

**2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の掲げる記録を整備し、その完了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 介護予防短期入所生活介護計画
- 二 次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第三百三十七条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第三十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

#### (準用)

**第四百十三条** 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第三十一条から第三十八条まで、第五十四条、第五十五条及び第六十条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第三十九条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

### (指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

**第百四十三条** 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

**2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

**3** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

**4** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

**5** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

### (指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

**第百四十四条** 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第百二十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

**一** 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の状況の的確な把握を行うものとする。

**二** 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

**三** 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

**四** 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

**五** 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならないこと。

**六** 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

**七** 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうように説明を行うものとする。

### (介護)

**第百四十五条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

**2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

**3** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

**4** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

**5** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

**6** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

### (指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

**第百四十四条** 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

**2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

**3** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

**4** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

**5** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

### (指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

**第百四十五条** 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第百二十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

**一** 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の状況の的確な把握を行うこと。

**二** 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成すること。

**三** 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

**四** 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。

**五** 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならないこと。

**六** 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。

**七** 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうように説明を行うこと。

**2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができようように配慮しなければならない。

### (介護)

**第百四十六条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

**2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

**3** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

**4** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

**5** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

**6** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせなければならない。

#### (食事)

**第百四十六条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

#### (機能訓練)

**第百四十七条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

#### (健康管理)

**第百四十八条** 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

#### (相談及び援助)

**第百四十九条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

#### (その他のサービスの提供)

**第百五十条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

### 第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

#### 第一款 この節の趣旨及び基本方針

##### (この節の趣旨)

**第百五十一条** 第一節、第三節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

##### (基本方針)

**第百五十二条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせなければならない。

#### (食事)

**第百四十七条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

#### (機能訓練)

**第百四十八条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

#### (健康管理)

**第百四十九条** 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

#### (相談及び援助)

**第百五十条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

#### (その他のサービスの提供)

**第百五十一条** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、利用者からの要望を考慮し、利用者の嗜好（し）好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

### 第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準

#### 第一款 この節の趣旨及び基本方針

##### (この節の趣旨)

**第百五十二条** 第一節及び前三節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準については、この節に定めるところによる。

##### (基本方針)

**第百五十三条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第二款 設備に関する基準

## 第二款 設備の基準

## (設備及び備品等)

**第五十三条** ユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護の事業者(以下「ユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

**イ** 当該ユニッツ型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五百九条において準用する第四百二十二条において準用する第四百四条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

**ロ** 第五百九条において準用する第四百二十二条において準用する第四百四条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

**ハ** 火災時における避難、消火等の協力を得ることができよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

**2** 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたとときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

**一** スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

**二** 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

**三** 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

**3** ユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該ユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニッツを除き、これらの設備を設けないことができる。

- 一 ユニッツ
- 二 浴室
- 三 医務室
- 四 調理室
- 五 洗濯室又は洗濯場
- 六 汚物処理室
- 七 介護材料室

**4** 特別養護老人ホーム等に併設されるユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニッツ型事業所」という。)にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニッツ型事業所及び当該併設ユニッツ型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「ユニッツ型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニッツ型事業所の利用者及び当該ユニッツ型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニッツ型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備(ユニッツを除く。)をユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

**5** 第二十九条第二項の規定の適用を受けるユニッツ型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三十二条に規定するユニッツ型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニッツ型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有すること足りるものとする。

## (設備及び備品等)

**第五十四条** ユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護の事業者(以下「ユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

**イ** 当該ユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第六十条において準用する第四百十三条において準用する第五十五条第一項の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

**ロ** 第六十条において準用する第四百十三条において準用する第五十五条第二項の訓練については、同条第一項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

**ハ** 火災時における避難、消火等の協力を得ることができよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

**2** 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建てのユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災時における利用者の安全性が確保されていると認めたとときは、当該ユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物は耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

**一** スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

**二** 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び消防機関への通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

**三** 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、火災の際の円滑な避難が可能なる構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置する人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

**3** ユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該ユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニッツを除き、これらの設備を設けないことができる。

- 一 ユニッツ
- 二 浴室
- 三 医務室
- 四 調理室
- 五 洗濯室又は洗濯場
- 六 汚物処理室
- 七 介護材料室

**4** 特別養護老人ホーム等に併設されるユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニッツ型事業所」という。)にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニッツ型事業所及び当該併設ユニッツ型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「ユニッツ型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニッツ型事業所の利用者及び当該ユニッツ型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニッツ型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備(ユニッツを除く。)をユニッツ型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

**5** 第三十条第二項の規定の適用を受けるユニッツ型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三十二条のユニッツ型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニッツ型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有すること足りるものとする。

6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第百四十条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第百五十八条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜を緩やかにすること。

四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第百四十条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすこととすることができる。

6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項のユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第百四十条の二のユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第百五十九条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要支援者の使用に適したものとすること。

ニ 便所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要支援者の使用に適したものとすること。

二 浴室 要支援者の入浴に適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

二 前号の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅については、当該併設する指定地域密着型介護老人福祉施設の廊下の幅以上とすることと足りること。

三 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

四 階段の傾斜を緩やかにすること。

五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

六 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準第百七十一条第一項から第七項までに規定する設備の基準を満たすこととをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

**第百五十四条** 第三百十一条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

**第三款 運営に関する基準**

(利用料等の受領)

**第百五十五条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額を支払を受けるものとする。

**2** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにならなければならない。

**3** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額を支払うことができる。

**一** 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

**二** 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

**三** 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

**四** 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

**五** 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

**六** 理美容代

**七** 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

**4** 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

**5** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

**第百五十六条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

**一** 事業の目的及び運営の方針

**二** 従業者の職種、員数及び職務の内容

**三** 利用定員（第百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

**四** ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

**五** 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

**六** 通常の送迎の実施地域

**七** サービス利用に当たっての留意事項

(準用)

**第百五十五条** 第三百十二条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

**第三款 運営の基準**

(利用料等の受領)

**第百五十六条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額を支払を受けるものとする。

**2** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにならなければならない。

**3** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額を支払うことができる。

**一** 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、同条第二項第一号の食費の負担限度額）を限度とする。）

**二** 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第二号の滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、同条第二項第二号の滞在費の負担限度額）を限度とする。）

**三** 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

**四** 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

**五** 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

**六** 理美容代

**七** 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

**4** 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

**5** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

**第百五十七条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

**一** 事業の目的及び運営の方針

**二** 従業者の職種、員数及び職務の内容

**三** 利用定員（第百三十条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

**四** ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第百三十条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

**五** 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

**六** 通常の送迎の実施地域

**七** サービス利用に当たっての留意事項



- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

#### (勤務体制の確保等)

**第百五十七条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

#### (定員の遵守)

**第百五十八条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 第百二十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

#### (準用)

**第百五十九条** 第百三十三条、第百三十四条、第百三十六条、第百三十七条、第百四十条から第百四十二条（第百二条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百三十三条第一項中「第百三十八条」とあるのは「第百五十六条」と、第百四十一条第二項第二号及び第百四号から第百六号までの規定中「次条」とあるのは「第百五十九条において準用する次条」と読み替えるものとする。

#### 第四款 介護予防のための効果的な支援に関する基準

##### (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たったの留意事項)

**第百六十条** 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

#### (介護)

- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

#### (勤務体制の確保等)

**第百五十八条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員の配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 5 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

#### (定員の遵守)

**第百五十九条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 第百三十条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

#### (準用)

**第百六十条** 第百三十四条、第百三十五条、第百三十七条、第百三十八条、第百四十一条から第百四十三条（第百二条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百三十四条第一項中「第百三十九条」とあるのは「第百五十七条」と、第百四十二条第二項第二号及び第百四号から第百六号までの規定中「次条」とあるのは「第百六十条において準用する次条」と読み替えるものとする。

#### 第四款 介護予防のための効果的な支援の方法の基準

##### (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たったの留意事項)

**第百六十一条** 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

#### (介護)

**第百六十一条** 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

**2** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

**3** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

**4** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

**5** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

**6** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

**7** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

**8** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせなければならない。

#### (食事)

**第百六十二条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。

**2** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

**3** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

**4** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

#### (その他のサービスの提供)

**第百六十三条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

**2** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

#### (準用)

**第百六十四条** 第百四十三条、第百四十四条、第百四十七条から第百四十九条までの規定はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第百五十二条」と、「前条」とあるのは「第百六十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

**第七節 削除**〔平成二三年八月厚労令一〇六号〕

**第百六十五条**から**第百七十八条**まで 削除〔平成二三年八月厚労令一〇六号〕

#### 第八節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

**第百六十二条** 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

**2** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

**3** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

**4** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

**5** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

**6** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

**7** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

**8** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせなければならない。

#### (食事)

**第百六十三条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。

**2** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

**3** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

**4** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

**5** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

#### (その他のサービスの提供)

**第百六十四条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

**2** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

#### (準用)

**第百六十五条** 第百四十四条、第百四十五条、第百四十八条から第百五十条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百四十五条第一項中「第百二十九条」とあるのは「第百五十三条」と、「前条」とあるのは「第百六十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第七節 基準該当介護予防サービスの基準

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

**第七十九条** 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第十三条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。））に併設しなければならない。

#### （従業者の員数）

**第八十条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 生活相談員 一人以上  
二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第四百四条の二十六に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合）又は、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第八十二条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一人以上

三 栄養士 一人以上

四 機能訓練指導員 一人以上

五 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数  
2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第四百四条の二十六に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第四百四条の二十七第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### （管理者）

**第八十一条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

#### （利用定員等）

**第八十二条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を二十人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

**第六十六条** 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第十三条の指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。））に併設しなければならない。

#### （従業者の員数）

**第六十七条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 生活相談員 一人以上

二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第四百四条の二十六の基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合）又は、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第六十六条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一人以上

三 栄養士 一人以上

四 機能訓練指導員 一人以上

五 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数  
2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防通所介護事業者等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等条例第八十八条第一項から第四項までに規定する人員の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### （管理者）

**第六十八条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

#### （利用定員等）

**第六十九条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を二十人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

**2** 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第四百四十条の二十九第一項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (設備及び備品等)

**第八十三条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要な他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 食堂
- 三 機能訓練室
- 四 浴室
- 五 便所
- 六 洗面所
- 七 静養室
- 八 面接室
- 九 介護職員室

**2** 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室  
イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。  
ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四平方メートル以上とすること。  
ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
- 二 食堂及び機能訓練室  
イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。  
ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。  
三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。  
四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。  
五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- 3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。
- 4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第四百四十条の三十第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (指定介護予防通所介護事業所等との連携)

**第八十四条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

**2** 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等条例第八十五条第一項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (設備及び備品等)

**第七十条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要な他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 食堂
- 三 機能訓練室
- 四 浴室
- 五 便所
- 六 洗面所
- 七 静養室
- 八 面接室
- 九 介護職員室

**2** 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室  
イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。  
ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四平方メートル以上とすること。  
ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
- 二 食堂及び機能訓練室  
イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。  
ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる。同一の場所とすることができる。  
三 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。  
四 便所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。  
五 洗面所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- 3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。
- 4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等条例第八十六条第一項から第三項までに規定する設備の基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (指定介護予防通所介護事業所等との連携)

**第七十一条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)



長 寿 第 1 8 6 9 号  
平成 2 5 年 1 月 1 5 日

指定介護老人福祉施設開設者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長  
(公 印 省 略)

### 介護保険法に基づき条例で規定された指定介護老人福祉施設の 人員、設備及び運営の基準等について

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第一項及び第二項並びに法第八十六条第一項の規定による「介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（以下「指定介護老人福祉施設条例」という。）については、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十三号をもって公布され、平成二十五年四月一日から施行されることとなっています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

#### 記

##### 1 本県独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「指定介護老人福祉施設条例」の運用に当たっては、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号）の運用のために発出された「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日付け老企第四十三号。以下「基準省令解釈通知」という。）において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定介護老人福祉施設は、適正な事業運営をすること。

##### 2 本県独自基準についての運用

「指定介護老人福祉施設条例」において本県独自に盛り込まれた基準については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定介護老人福祉施設は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

**1 内容及び手続の説明及び同意**

(指定介護老人福祉施設条例第五条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、入所者及び指定介護老人福祉施設双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

**2 取扱方針に規定する質の評価**

(指定介護老人福祉施設条例第十四条第六項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや入所者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

**3 食事に規定する地産地消**

(指定介護老人福祉施設条例第十七条第二項)

食の安全の確保や地場製品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

**4 社会生活上の便宜の提供等に規定するレクリエーション**

(指定介護老人福祉施設条例第十九条第一項)

充実した日常生活につながるよう、入所者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

**5 社会生活上の便宜の提供等に規定する成年後見制度の活用**

(指定介護老人福祉施設条例第十九条第三項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

指定介護老人福祉施設は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（入所者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、入所者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を入所者に紹介する等関係機関と連携し、入所者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

**6 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修**

(指定介護老人福祉施設条例第二十八条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、

高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるよう高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

指定介護老人福祉施設は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

## 7 非常災害対策

（指定介護老人福祉施設条例第三十条）

指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、指定介護老人福祉施設として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 指定介護老人福祉施設は、入所者の状態や当該施設が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ、想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに、その規模（当該施設の所在市町村全体・所在地域・当該施設・当該施設の一部か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合、施設内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 指定介護老人福祉施設は、非常災害時にその入所者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該施設の入所者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。



## 8 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護老人福祉施設条例第四十一条第二項)

各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、入所者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。入所者との契約が継続している間において、当該入所者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

指定介護老人福祉施設においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の6、9(2)、10(8)及び29(2)の「二年間」は、指定介護老人福祉施設条例の規定に従い、「五年間」とする。

## 9 ユニット型指定介護老人福祉施設

(1) 取扱方針に規定する質の評価

(指定介護老人福祉施設条例第四十六条第八項)

基本的に同趣旨であるため、2を参照すること。

(2) 食事に規定する地産地消

(指定介護老人福祉施設条例第四十八条第二項)

基本的に同趣旨であるため、3を参照すること。

(3) 社会生活上の便宜の提供等に規定する成年後見制度の活用

(指定介護老人福祉施設条例第四十九条第三項)

基本的に同趣旨であるため、5を参照すること。

(4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護老人福祉施設条例第五十一条第五項)

基本的に同趣旨であるため、6を参照すること。

(5) 準用

(指定介護老人福祉施設条例第五十三条)

準用の規定により、1、7及び8を参照すること。

各介護保険事業者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長  
(公 印 省 略)

**介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び  
指定介護予防サービス等の基準等について（抜粋）**

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十条第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（以下「指定居宅サービス等条例」という。）及び法第五十四条第一項第二号、第百十五条の四第一項及び第二項並びに第百十五条の二第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」（以下「指定介護予防サービス等条例」という。）については、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十二号及び第六十五号をもって公布され、平成二十五年四月一日から施行されることとなっています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

**記**

**1 本県独自基準以外の基準についての運用**

2に定めるもののほか、「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十七号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成十一年九月十七日付け老企第二十五号。以下「基準省令解釈通知」という。）において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

**2 本県独自基準についての運用**

「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」において本県独自に盛り込まれた基準等については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

## 第一 指定の要件

(指定居宅サービス等条例第四条、指定介護予防サービス等条例第四条)

指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次のア及びイは除く。

ア 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）  
又は薬局（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項の薬局をいう。以下同じ。）が行う場合の次のサービス

- ・居宅療養管理指導
- ・介護予防居宅療養管理指導

イ 病院又は診療所が行う場合の次のサービス

- ・訪問看護
- ・介護予防訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・介護予防短期入所療養介護

## 第二 介護サービス

### 1 訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第二十三条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第二十四条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要

と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修  
(指定居宅サービス等条例第三十二条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(5) 記録の整備に規定する保存年限  
(指定居宅サービス等条例第四十二条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第三の一の3(9)②、(13)④、(23)②及び(25)の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(6) 基準該当訪問介護  
(指定居宅サービス等条例第四十七号)

準用の規定により、(1)から(5)までを参照すること。

( 省 略 )

## 6 通所介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価  
(指定居宅サービス等条例第百四条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

- (2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用  
(指定居宅サービス等条例第百五条第二項)  
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。
- (3) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修  
(指定居宅サービス等条例第百八条第四項)  
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。
- (4) 非常災害対策  
(指定居宅サービス等条例第百十条)  
事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。
- ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情(津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等)を踏まえ、想定される災害の種類(津波・高潮・土砂災害・地震・火災等)ごとに、その規模(当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等)及び被害の程度(ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等)に応じた実効性のある具体的な計画(消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立てなければならない。
- なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。
- また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。
- イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。
- ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。
- エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援

をすることを求めるものである。

- (5) 記録の整備に規定する保存年限  
(指定居宅サービス等条例第百十二条第二項)  
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。  
基準省令解釈通知第三の六の3(3)④の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

( 省 略 )

## 8 短期入所生活介護

- (1) 設備及び備品等に規定する廊下の幅  
(指定居宅サービス等条例第百五十一条第七項第二号)  
併設型の短期入所生活介護事業所のうち、地域密着型介護老人福祉施設を本体施設としてこれに併設しているものについては、住み慣れた地域における在宅介護を支えるサービス基盤の整備を円滑に進める視点から、廊下の幅は、本体施設に係る廊下の幅以上で足りることとしたものである。
- (2) 内容及び手続の説明及び同意  
(指定居宅サービス等条例第百五十二条第一項)  
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(1)を参照すること
- (3) 取扱方針に規定する質の評価及び成年後見制度の活用  
(指定居宅サービス等条例第百五十五条第六項及び第七項)  
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)及び(3)を参照すること。
- (4) 食事に規定する地産地消  
(指定居宅サービス等条例第百五十八条第二項)  
食の安全の確保や地場製品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。
- (5) その他サービスの提供  
(指定居宅サービス等条例第百六十二条第一項)  
充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。
- (6) 記録の整備に規定する保存年限  
(指定居宅サービス等条例第百六十七条第二項)  
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。  
基準省令解釈通知第三の八の3(4)③及び(5)③の「二年間」は、

指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(7) 準用

(指定居宅サービス等条例第百六十八条)

準用の規定により、6の(3)及び(4)を参照すること。

(8) ユニット型指定短期入所生活介護

ア 設備及び備品等に規定する廊下の幅

(指定居宅サービス等条例第百七十一条第七項第二号)

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、(1)を参照すること。

イ 取扱方針に規定する質の評価及び成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第百七十四条八項及び第九項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)及び(3)を参照すること。

ウ 食事に規定する地産地消

(指定居宅サービス等条例第百七十六条第二項)

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、(4)を参照すること。

エ 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定居宅サービス等条例第百七十九条第五項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。

オ 準用

(指定居宅サービス等条例第百八十一条)

準用の規定により、(2)、(6)及び(7)で準用する6の(4)を参照すること。

(9) 基準該当短期入所生活介護

(指定居宅サービス等条例第百八十八条)

準用の規定により、(2)から(6)まで並びに6の(3)及び(4)を参照すること。

( 省 略 )

### 第三 介護予防サービス

#### 1 介護予防訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護予防サービス等条例第二十九条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第三十九条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の三の1(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第四十条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第四十一条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(6) 基準該当介護予防訪問介護

(指定介護予防サービス等条例第四十七号)



準用の規定により、(1) から (5) までを参照すること。

( 省 略 )

## 6 介護予防通所介護

- (1) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修  
(指定介護予防サービス等条例第百三条第四項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

- (2) 非常災害対策

(指定介護予防サービス等条例第百五条)

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情(津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等)を踏まえ、想定される災害の種類(津波・高潮・土砂災害・地震・火災等)ごとに、その規模(当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等)及び被害の程度(ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等)に応じた実効性のある具体的な計画(消防法施行規則第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

- (3) 記録の整備に規定する保存年限  
(指定介護予防サービス等条例第百七条第二項)  
介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。  
基準省令解釈通知第四の三の6(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。
- (4) 基本取扱方針に規定する質の評価  
(指定介護予防サービス等条例第百九条第二項)  
介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。
- (5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用  
(指定介護予防サービス等条例第百十条第二項)  
介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

( 省 略 )

## 8 介護予防短期入所生活介護

- (1) 設備及び備品等に規定する廊下の幅  
(指定介護予防サービス等条例第百三十三条第七項第二号)  
併設型の介護予防短期入所生活介護事業所のうち、地域密着型介護老人福祉施設を本体施設としてこれに併設しているものについては、住み慣れた地域における在宅介護を支えるサービス基盤の整備を円滑に進める視点から、廊下の幅は、本体施設に係る廊下の幅以上で足りることとしたものである。
- (2) 内容及び手続の説明及び同意  
(指定介護予防サービス等条例第百三十四条第一項)  
介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(1)を参照すること
- (3) 記録の整備に規定する保存年限  
(指定介護予防サービス等条例第百四十二条第二項)  
介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。  
基準省令解釈通知第四の三の8(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。
- (4) 基本取扱方針に規定する質の評価  
(指定介護予防サービス等条例第百四十四条第二項)  
介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。
- (5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用  
(指定介護予防サービス等条例第百四十五条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

(6) 食事に規定する地産地消

(指定介護予防サービス等条例第百四十七条第二項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(7) その他サービスの提供

(指定介護予防サービス等条例第百五十一条第一項)

充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

(8) 準用

(指定介護予防サービス等条例第百四十三条)

準用の規定により、6の(1)及び(2)を参照すること。

(9) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

ア 設備及び備品等に規定する廊下の幅

(指定介護予防サービス等条例第百五十四条第七項第二号)

介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、(1)を参照すること。

イ 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護予防サービス等条例第百五十八条第五項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

ウ 食事に規定する地産地消

(指定介護予防サービス等条例第百六十三条第二項)

介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、(6)を参照すること。

エ 準用

(指定介護予防サービス等条例第百六十条及び第百六十五条)

準用の規定により、(2)から(5)まで及び(8)で準用する6の(2)を参照すること。

(10) 基準該当介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防サービス等条例第百七十二条)

準用の規定により、(2)から(7)まで並びに6の(1)及び(2)を参照すること。

( 省 略 )